

相模原市地域防災計画（修正案）

新旧対照表

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-8	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（8）関東総合通信局</p> <p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>新規</p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</p> <p>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（8）関東総合通信局</p> <p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p><u>イ 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による早期復旧に向けた技術的助言等の災害対応支援</u></p> <p><u>ウ</u> 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し</p> <p><u>エ</u> 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</p> <p><u>オ</u> 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>
予-9	<p>4 指定公共機関</p> <p>新規</p> <p>（7）日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>（8）株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート</p> <p>（9）東京電力パワーグリッド株式会社（相模原支社）</p> <p>（10）東京ガスネットワーク株式会社</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p><u>（7）楽天モバイル株式会社</u></p> <p><u>ア 電気通信施設の整備及び保全</u></p> <p><u>イ 災害時における電気通信の疎通</u></p> <p><u>（8）</u>日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p><u>（9）</u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート</p> <p><u>（10）</u>東京電力パワーグリッド株式会社（相模原支社）</p> <p><u>（11）</u>東京ガスネットワーク株式会社</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>(11) 日本赤十字社（神奈川県支部）</p> <p>(12) 日本放送協会（横浜放送局）</p> <p>(13) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）</p> <p>(14) 独立行政法人国立病院機構（相模原病院）</p>	<p><u>(12)</u> 日本赤十字社（神奈川県支部）</p> <p><u>(13)</u> 日本放送協会（横浜放送局）</p> <p><u>(14)</u> 中日本高速道路株式会社（八王子支社）</p> <p><u>(15)</u> 独立行政法人国立病院機構（相模原病院）</p>
予-12	<p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(19) さがみはら国際交流ラウンジ 外国人の支援</p> <p>(20) 学校法人</p> <p>(21) 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設の管理者</p> <p>(22) 株式会社エフエムさがみ、株式会社ジェイコム湘南・神奈川</p> <p>(23) 相模原市印刷広告協同組合</p> <p>(24) 公益財団法人神奈川県下水道公社</p> <p>(25) さがみはら津久井森林組合</p> <p>(26) 京王バス株式会社、富士急バス株式会社</p> <p>(27) 一時滞在施設の管理者（公共施設の指定管理施設にあつては指定管理者）</p> <p>(28) 神奈川県土地改良事業団体連合会</p>	<p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(19)</u> 学校法人</p> <p><u>(20)</u> 危険物施設、<u>火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設</u>の管理者</p> <p><u>(21)</u> 株式会社エフエムさがみ、株式会社ジェイコム湘南・神奈川</p> <p><u>(22)</u> 相模原市印刷広告協同組合</p> <p><u>(23)</u> 公益財団法人神奈川県下水道公社</p> <p><u>(24)</u> さがみはら津久井森林組合</p> <p><u>(25)</u> 京王バス株式会社、富士急バス株式会社</p> <p><u>(26)</u> 一時滞在施設の管理者（公共施設の指定管理施設にあつては指定管理者）</p> <p><u>(27)</u> 神奈川県土地改良事業団体連合会</p> <p><u>(28)</u> <u>公益社団法人日本下水道管路管理業協会</u> <u>市が行う防災対策への協力</u></p>

第3章 市の概要

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-15	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気 候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなり、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和2年の気候（消防局観測値）は、最高気温37.7℃（消防局）、最低気温-5.9℃（津久井消防署）で、年平均気温は16.4℃（消防局）及び15.1℃（津久井消防署）であった。また、年間降水量は1,751.0mm（消防局）及び1,692.0mm（津久井消防署）であった。</p> <p>相模原市消防局（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。</p> <p>また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防局で56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気 候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなり、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和3年の気候（<u>消防局管内設置観測所の観測値</u>）は、最高気温<u>39.4℃（消防指令センター）</u>、最低気温<u>-5.8℃</u>（津久井消防署）で、年平均気温は16.4℃（<u>消防指令センター</u>）及び15.1℃（津久井消防署）であった。また、年間降水量は<u>1,924.0mm（消防指令センター）</u>及び<u>1,490.5mm</u>（津久井消防署）であった。</p> <p><u>消防指令センター</u>（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。</p> <p>また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、<u>消防指令センター</u>で56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-16	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年9月に人口20万人、昭和46年8月に30万人、昭和52年7月に40万人、昭和62年8月には50万人に達し、平成12年5月に60万人を超えた。</p> <p>その後、津久井地域との合併を経て、令和3年1月1日現在、332,756世帯、725,323人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.8%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.3%、高齢人口（65歳以上）が26.0%となっている（令和3年1月1日現在）。このうち、外国人住民は15,929人であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p>なお、平成27年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.3%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、<u>昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、</u>その後、津久井地域との合併を経て、<u>平成19年に70万人を超えた。</u></p> <p><u>令和2年国勢調査を基礎とした令和4年1月1日現在の推計人口は、726,025人、337,669世帯</u>となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が<u>11.7%</u>、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が<u>61.9%</u>、高齢人口（65歳以上）が<u>26.4%</u>となっている。</p> <p><u>また、住民基本台帳に記載されている</u>外国人住民は<u>15,786人</u>であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p><u>令和2年国勢調査</u>における市内の昼夜間人口比は<u>88.9%</u>で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>
予-28	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>3 水害の危険性</p> <p><地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量></p> <p>（注）1時間降水量（極値）は、令和3年9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。</p>	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>3 水害の危険性</p> <p><地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量></p> <p>（注）1時間降水量（極値）は、<u>令和4年</u>9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。</p>

第1章 災害に強いまちづくり

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																																		
予-31	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="275 347 1081 1139"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 347 371 395"></th> <th data-bbox="371 347 629 395">担 当 部 署</th> <th data-bbox="629 347 1081 395">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 395 371 475" rowspan="6">市 担 当</td> <td data-bbox="371 395 629 475">危機管理局</td> <td data-bbox="629 395 1081 475">広域避難場所の確保に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 475 629 555">環境経済局</td> <td data-bbox="629 475 1081 555">防災緑地の確保及び都市公園等の 整備に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 555 629 783">都市建設局 (まちづくり推進 部 、リニア駅周辺 まちづくり部)</td> <td data-bbox="629 555 1081 783">広域避難場所周辺の土地利用の誘 導等に関する事 こと。 生産緑地地区の保全に関する事 こと。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の 促進に関する事 こと。 市街地整備事業に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 783 629 1011">都市建設局(土木 部)</td> <td data-bbox="629 783 1081 1011">避難路・緊急輸送道路等の整備に 関する事 こと。 電線類の地中化に関する事 こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事 こと。 所管する道路・橋りょう等河川の 整備に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1011 629 1091">都市建設局(土木 部)</td> <td data-bbox="629 1011 1081 1091">下水道・雨水流出抑制施設の機能 強化に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1091 629 1139">消 防 局</td> <td data-bbox="629 1091 1081 1139">消防水利の確保に関する事 こと。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	危機管理局	広域避難場所の確保に関する事 こと。	環境経済局	防災緑地の確保及び都市公園等の 整備に関する事 こと。	都市建設局 (まちづくり推進 部 、リニア駅周辺 まちづくり部)	広域避難場所周辺の土地利用の誘 導等に関する事 こと。 生産緑地地区の保全に関する事 こと。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の 促進に関する事 こと。 市街地整備事業に関する事 こと。	都市建設局(土木 部)	避難路・緊急輸送道路等の整備に 関する事 こと。 電線類の地中化に関する事 こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事 こと。 所管する道路・橋りょう等河川の 整備に関する事 こと。	都市建設局(土木 部)	下水道・雨水流出抑制施設の機能 強化に関する事 こと。	消 防 局	消防水利の確保に関する事 こと。	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1261 347 2067 1286"> <thead> <tr> <th data-bbox="1261 347 1357 395"></th> <th data-bbox="1357 347 1615 395">担 当 部 署</th> <th data-bbox="1615 347 2067 395">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 395 1357 475" rowspan="7">市 担 当</td> <td data-bbox="1357 395 1615 475">危機管理局</td> <td data-bbox="1615 395 2067 475">広域避難場所の確保に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 475 1615 555">環境経済局</td> <td data-bbox="1615 475 2067 555">防災緑地の確保及び都市公園等の 整備に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 555 1615 783">都市建設局 (まちづくり推進 部 、リニア駅周辺 まちづくり部)</td> <td data-bbox="1615 555 2067 783">広域避難場所周辺の土地利用の誘 導等に関する事 こと。 生産緑地地区の保全に関する事 こと。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の 促進に関する事 こと。 市街地整備事業に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 783 1615 887"><u>都市建設局(まち づくり推進部) 環境経済局</u></td> <td data-bbox="1615 783 2067 887"><u>盛土対策に関する事 こと。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 887 1615 1182">都市建設局(土木 部)</td> <td data-bbox="1615 887 2067 1182">避難路・緊急輸送道路等の整備に 関する事 こと。 電線類の地中化に関する事 こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事 こと。 所管する道路・橋りょう等河川の 整備に関する事 こと。 <u>下水道・雨水流出抑制施設の機能 強化に関する事 こと。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 1182 1615 1238"><u>(削 除)</u></td> <td data-bbox="1615 1182 2067 1238"><u>(削 除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 1238 1615 1286">消 防 局</td> <td data-bbox="1615 1238 2067 1286">消防水利の確保に関する事 こと。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	危機管理局	広域避難場所の確保に関する事 こと。	環境経済局	防災緑地の確保及び都市公園等の 整備に関する事 こと。	都市建設局 (まちづくり推進 部 、リニア駅周辺 まちづくり部)	広域避難場所周辺の土地利用の誘 導等に関する事 こと。 生産緑地地区の保全に関する事 こと。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の 促進に関する事 こと。 市街地整備事業に関する事 こと。	<u>都市建設局(まち づくり推進部) 環境経済局</u>	<u>盛土対策に関する事 こと。</u>	都市建設局(土木 部)	避難路・緊急輸送道路等の整備に 関する事 こと。 電線類の地中化に関する事 こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事 こと。 所管する道路・橋りょう等河川の 整備に関する事 こと。 <u>下水道・雨水流出抑制施設の機能 強化に関する事 こと。</u>	<u>(削 除)</u>	<u>(削 除)</u>	消 防 局	消防水利の確保に関する事 こと。
	担 当 部 署	項 目																																		
市 担 当	危機管理局	広域避難場所の確保に関する事 こと。																																		
	環境経済局	防災緑地の確保及び都市公園等の 整備に関する事 こと。																																		
	都市建設局 (まちづくり推進 部 、リニア駅周辺 まちづくり部)	広域避難場所周辺の土地利用の誘 導等に関する事 こと。 生産緑地地区の保全に関する事 こと。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の 促進に関する事 こと。 市街地整備事業に関する事 こと。																																		
	都市建設局(土木 部)	避難路・緊急輸送道路等の整備に 関する事 こと。 電線類の地中化に関する事 こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事 こと。 所管する道路・橋りょう等河川の 整備に関する事 こと。																																		
	都市建設局(土木 部)	下水道・雨水流出抑制施設の機能 強化に関する事 こと。																																		
	消 防 局	消防水利の確保に関する事 こと。																																		
	担 当 部 署	項 目																																		
市 担 当	危機管理局	広域避難場所の確保に関する事 こと。																																		
	環境経済局	防災緑地の確保及び都市公園等の 整備に関する事 こと。																																		
	都市建設局 (まちづくり推進 部 、リニア駅周辺 まちづくり部)	広域避難場所周辺の土地利用の誘 導等に関する事 こと。 生産緑地地区の保全に関する事 こと。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の 促進に関する事 こと。 市街地整備事業に関する事 こと。																																		
	<u>都市建設局(まち づくり推進部) 環境経済局</u>	<u>盛土対策に関する事 こと。</u>																																		
	都市建設局(土木 部)	避難路・緊急輸送道路等の整備に 関する事 こと。 電線類の地中化に関する事 こと。 道路拡幅・隅切り整備に関する事 こと。 所管する道路・橋りょう等河川の 整備に関する事 こと。 <u>下水道・雨水流出抑制施設の機能 強化に関する事 こと。</u>																																		
	<u>(削 除)</u>	<u>(削 除)</u>																																		
	消 防 局	消防水利の確保に関する事 こと。																																		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-31	<p>4 避難場所の整備及び防災空間の確保</p> <p>(1) 防災緑地の確保</p> <p>イ 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、避難場所、避難路としても大きな効果が期待できるため、防災緑地としての保全も併せて図る。</p> <p>(2) 都市公園等の整備</p> <p>都市における緑とオープンスペースの中核となる都市公園等は、災害時には、避難場所、避難路、火災の延焼防止等の機能を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っている。</p> <p>このため、環境経済局は、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。</p>	<p>4 避難場所の整備及び防災空間の確保</p> <p>(1) 防災緑地の確保</p> <p>イ 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、<u>避難場所としても</u>大きな効果が期待できるため、防災緑地としての保全も併せて図る。</p> <p>(2) 都市公園等の整備</p> <p>都市における緑とオープンスペースの中核となる都市公園等は、災害時には、<u>避難場所、火災の延焼防止等の機能</u>を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っている。</p> <p>このため、環境経済局は、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。</p>
予-32	<p>5 避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化</p> <p>(2) 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進</p> <p>都市建設局（まちづくり推進部）は、「新・相模原市耐震改修促進計画」（平成28年3月）に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第3項第1号及び第2号の適用を受ける路線を位置付け、その沿道の通行障害建築物を対象に耐震化の促進を図る。</p> <p>また、緊急輸送道路や延焼遮断帯については、沿道の建物倒壊により災害時の輸送及び避難に支障を及ぼさないよう、都市計画法に基づく路線型防火地域の指定などにより、建築物の不燃化・耐震化を促進する。</p>	<p>5 避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化</p> <p>(2) 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進</p> <p>都市建設局（まちづくり推進部）は、<u>「第3次</u>相模原市耐震改修促進計画」<u>」（令和4年</u>3月）に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第3項第1号及び第2号の適用を受ける路線を位置付け、その沿道の通行障害建築物を対象に耐震化の促進を図る。</p> <p>また、緊急輸送道路や延焼遮断帯については、沿道の建物倒壊により災害時の輸送及び避難に支障を及ぼさないよう、都市計画法に基づく路線型防火地域の指定<u>等</u>により、建築物の不燃化・耐震化を促進する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-33	<p>新規</p> <p>1 1 液状化対策</p> <p>1 2 宅地の耐震化</p>	<p><u>1 1 盛土対策</u></p> <p><u>都市建設局（まちづくり推進部）及び環境経済局は、盛土による災害防止のための総点検の結果、災害防止措置が確認できなかった盛土については、必要な調査を行うとともに、適切な災害防止措置を講ずるよう指導を行い、盛土の崩落等による災害の防止に努める。</u></p> <p><u>1 2 液状化対策</u></p> <p><u>1 3 宅地の耐震化</u></p>

第2章 施設構造物・設備の安全化

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-36	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>3 市有施設等の災害予防</p> <p>（1）市有施設の耐震性等の強化</p> <p>ウ 災害対策上拠点となる施設の耐震性の強化</p> <p>市庁舎、区合同庁舎、市立小・中学校及び義務教育学校、まちづくりセンター、公民館、市体育館、消防署所及び消防指令センター等災害対策上拠点となる施設については、災害発生直後の初動時においてできるだけ平常に近い状態で使用できるよう、非構造部材、設備の耐震性や家具・什器類の固定などに配慮する。</p> <p>（2）設備等の整備</p> <p>災害時に市有施設の防災拠点機能が維持できるように、危機管理局は、関係各局と連携して、次の整備を推進する。</p>	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>3 市有施設等の災害予防</p> <p>（1）市有施設の耐震性等の強化</p> <p>ウ <u>災害対策活動拠点等</u>の耐震性の強化</p> <p><u>市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所等の災害対策活動拠点及び避難所等となる市立小・中学校や義務教育学校等</u>については、災害発生直後の初動時においてできるだけ平常に近い状態で使用できるよう、非構造部材、設備の耐震性や家具・什器類の固定などに配慮する。</p> <p>（2）設備等の整備</p> <p>災害時に<u>市有施設において防災対策の拠点としての機能</u>が維持できるように、危機管理局は、関係各局と連携して、次の整備を推進する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-37	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>5 一般建築物の災害予防</p> <p>(2) 既存建築物の防火・避難対策</p> <p>既存不適格の定期報告対象建築物及びいわゆる中小雑居ビル（共同防火管理が必要な複合用途防火対象物等）について、安全な避難路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合するよう防災性能の向上を図る。併せて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。</p> <p>ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は自主点検報告制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。</p> <p>(3) 既存建築物の耐震性の向上</p> <p>新・相模原市耐震改修促進計画（平成28年3月）に基づき、旧耐震基準の建築物（昭和56年（1981年）5月31日以前に新築の工事に着手したもの）の耐震診断や、耐震改修の指導、助言等を行い、建築物の耐震性の向上を図る。</p>	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>5 一般建築物の災害予防</p> <p>(2) 既存建築物の防火・避難対策</p> <p>既存不適格の定期報告対象建築物及びいわゆる中小雑居ビル（共同防火管理が必要な複合用途防火対象物等）について、安全な避難経路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合するよう防災性能の向上を図る。併せて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。</p> <p>ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は防火基準適合表示制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。</p> <p>(3) 既存建築物の耐震性の向上</p> <p>「第3次相模原市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、旧耐震基準の建築物（昭和56年（1981年）5月31日以前に新築の工事に着手したもの）の耐震診断や、耐震改修の指導、助言等を行い、建築物の耐震性の向上を図る。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

第3章 火災・危険物災害等の防止

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																								
予-43	<p>第1節 火災等の防止対策</p> <p>3 火災防止の指導</p> <p>(3) 防火・避難施設の整備</p> <p>都市建設局は、安全な避難路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合させ、防災性能の向上を図る。あわせて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。</p>	<p>第1節 火災等の防止対策</p> <p>3 火災防止の指導</p> <p>(3) 防火・避難施設の整備</p> <p>都市建設局は、安全な<u>避難経路</u>の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合させ、防災性能の向上を図る。あわせて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。</p>																								
予-44	<p>4 出火防止対策の推進</p> <p>(1) 消防局は、次の出火防止対策を推進する。</p> <p>新規</p>	<p>4 出火防止対策の推進</p> <p>(1) 消防局は、次の出火防止対策を推進する。</p> <p><u>カ 林野火災の出火防止</u></p> <p><u>山火事防止看板、ポスター等による啓発や駅舎における火災予防広報の放送を依頼する等により、火災予防思想の普及を図る。</u></p>																								
予-47	<p>第2節 危険物等の災害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担当</td> <td>消 防 局</td> <td>危険物、高圧ガス及び火薬類に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局(保健衛生部)</td> <td>毒物・劇物に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環 境 経 済 局</td> <td>有害物質の災害予防に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>液化石油ガスの適正な使用に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	消 防 局	危険物、高圧ガス及び火薬類に関すること。	健康福祉局(保健衛生部)	毒物・劇物に関すること。	環 境 経 済 局	有害物質の災害予防に関すること。	関 係 各 局	液化石油ガスの適正な使用に関するこ	<p>第2節 危険物等の災害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担当</td> <td>消 防 局</td> <td>危険物、<u>火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局(保健衛生部)</td> <td>毒物・劇物に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環 境 経 済 局</td> <td>有害物質の災害予防に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>液化石油ガスの適正な使用に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	消 防 局	危険物、 <u>火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス</u> に関すること。	健康福祉局(保健衛生部)	毒物・劇物に関すること。	環 境 経 済 局	有害物質の災害予防に関すること。	関 係 各 局	液化石油ガスの適正な使用に関するこ
	担 当 部 署	項 目																								
市担当	消 防 局	危険物、高圧ガス及び火薬類に関すること。																								
	健康福祉局(保健衛生部)	毒物・劇物に関すること。																								
	環 境 経 済 局	有害物質の災害予防に関すること。																								
	関 係 各 局	液化石油ガスの適正な使用に関するこ																								
	担 当 部 署	項 目																								
市担当	消 防 局	危険物、 <u>火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス</u> に関すること。																								
	健康福祉局(保健衛生部)	毒物・劇物に関すること。																								
	環 境 経 済 局	有害物質の災害予防に関すること。																								
	関 係 各 局	液化石油ガスの適正な使用に関するこ																								

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）			修正案		
			と。 放射性物質に関する教育及び知識の普及に関すること。			と。 放射性物質に関する教育及び知識の普及に関すること。
	関係機関	神奈川県 （くらし安全防災局、警察）	液化石油ガスに関すること。 放射性物質災害の予防に関すること。	関係機関	神奈川県 （くらし安全防災局、警察）	<u>放射性物質災害の予防に関すること。</u>
	<p>3 危険物取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び火薬類取扱事業所の災害予防</p> <p>(1) 消防局は、危険物取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び火薬類取扱事業所の所有者又は管理者に対し、次の対策を実施する。</p> <p>イ 高圧ガス取扱事業所</p> <p>ウ 火薬類取扱事業所</p> <p>(2) 各事業所の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。</p> <p>イ 高圧ガス取扱事業所</p> <p>ウ 火薬類取扱事業所</p>			<p>3 危険物取扱事業所、<u>火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス取扱事業所</u>の災害予防</p> <p>(1) 消防局は、危険物取扱事業所、<u>火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所</u>の所有者又は管理者に対し、次の対策を実施する。</p> <p><u>イ</u> 火薬類取扱事業所</p> <p><u>ウ</u> <u>高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所</u></p> <p>(2) 各事業所の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。</p> <p><u>イ</u> 火薬類取扱事業所</p> <p><u>ウ</u> <u>高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所</u></p>		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-48	<p>4 液化石油ガスの災害予防</p> <p>(1) 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき事業所の所有者又は管理者に対し、立入検査及び保安検査を実施する。</p> <p>(2) 各事業所の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。</p> <p>ア 緊急保安体制の確立</p> <p>イ 防災資機材の整備</p> <p>ウ 施設、設備等の耐震性の強化</p> <p>エ 防災教育及び訓練の実施</p> <p>5 毒物及び劇物の災害予防</p> <p>6 有害物質の災害予防</p> <p>7 放射性物質の災害予防</p>	<p>削除</p> <p><u>4</u> 毒物及び劇物の災害予防</p> <p><u>5</u> 有害物質の災害予防</p> <p><u>6</u> 放射性物質の災害予防</p>

第4章 風水害等対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																
予-51	<p>第1節 浸水被害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>河川改修に関する事 雨水浸透施設設置促進に関する事。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>下水道整備に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	都市建設局（土木部）	河川改修に関する事 雨水浸透施設設置促進に関する事。	都市建設局（土木部）	下水道整備に関する事。	<p>第1節 浸水被害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>河川改修に関する事。 下水道整備に関する事。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>雨水浸透施設設置促進に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	都市建設局（土木部）	河川改修に関する事。 下水道整備に関する事。	都市建設局（土木部）	雨水浸透施設設置促進に関する事。
	担 当 部 署	項 目																
市 担 当	都市建設局（土木部）	河川改修に関する事 雨水浸透施設設置促進に関する事。																
	都市建設局（土木部）	下水道整備に関する事。																
	担 当 部 署	項 目																
市 担 当	都市建設局（土木部）	河川改修に関する事。 下水道整備に関する事。																
	都市建設局（土木部）	雨水浸透施設設置促進に関する事。																

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）		修正案																				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="421 264 645 363">木 部)</td> <td data-bbox="645 264 1070 363">雨水浸透施設設置促進に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 363 645 462">危機管理局 都市建設局</td> <td data-bbox="645 363 1070 462">地下空間の浸水被害防止の促進 に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 462 645 561">危機管理局 区 役 所</td> <td data-bbox="645 462 1070 561">浸水被害対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 561 645 660">関係各局 消 防 局</td> <td data-bbox="645 462 1070 660" rowspan="4">浸水被害警戒地域対策に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 660 645 759">危機管理局 都市建設局（土 木 部 ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 759 645 858">東 京 都</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 858 645 927"></td> </tr> </table>	木 部)	雨水浸透施設設置促進に関する こと。	危機管理局 都市建設局	地下空間の浸水被害防止の促進 に関すること。	危機管理局 区 役 所	浸水被害対策に関すること。	関係各局 消 防 局	浸水被害警戒地域対策に関する こと。	危機管理局 都市建設局（土 木 部 ）	東 京 都			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1406 264 1630 304">削除</td> <td data-bbox="1630 264 2067 304">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 304 1630 427">危機管理局 都市建設局</td> <td data-bbox="1630 304 2067 427">地下空間の浸水被害防止の促進 に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 427 1630 600">危機管理局 区 役 所 関 係 各 局</td> <td data-bbox="1630 427 2067 600">浸水被害対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 600 1630 874">消 防 局 危機管理局 都市建設局（土 木 部 ） 東 京 都</td> <td data-bbox="1630 600 2067 874">浸水被害警戒地域対策に関する こと。</td> </tr> </table>	削除	削除	危機管理局 都市建設局	地下空間の浸水被害防止の促進 に関すること。	危機管理局 区 役 所 関 係 各 局	浸水被害対策に関すること。	消 防 局 危機管理局 都市建設局（土 木 部 ） 東 京 都	浸水被害警戒地域対策に関する こと。
木 部)	雨水浸透施設設置促進に関する こと。																						
危機管理局 都市建設局	地下空間の浸水被害防止の促進 に関すること。																						
危機管理局 区 役 所	浸水被害対策に関すること。																						
関係各局 消 防 局	浸水被害警戒地域対策に関する こと。																						
危機管理局 都市建設局（土 木 部 ）																							
東 京 都																							
削除	削除																						
危機管理局 都市建設局	地下空間の浸水被害防止の促進 に関すること。																						
危機管理局 区 役 所 関 係 各 局	浸水被害対策に関すること。																						
消 防 局 危機管理局 都市建設局（土 木 部 ） 東 京 都	浸水被害警戒地域対策に関する こと。																						
予-52	<p>4 下水道等の整備</p> <p>(1) 都市建設局（土木部）は、公共下水道雨水管の整備については、浸水地域を優先して順次整備を実施する。</p>	<p>4 下水道等の整備</p> <p>(1) 都市建設局（土木部）は、<u>「改定・相模原市雨水対策基本計画」に基づき、雨水管等の整備</u>を実施する。</p>																					
予-52	<p>7 浸水被害対策</p> <p>危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="275 1329 1182 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 1329 521 1385">目 的</th> <th data-bbox="521 1329 1182 1385">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 1385 521 1433">情報の収集・伝</td> <td data-bbox="521 1385 1182 1433">○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等に</td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝	○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等に	<p>7 浸水被害対策</p> <p>危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1329 2168 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="1261 1329 1507 1385">目 的</th> <th data-bbox="1507 1329 2168 1385">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 1385 1507 1433">情報の収集・伝</td> <td data-bbox="1507 1385 2168 1433">○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」<u>※</u>等</td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝	○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」 <u>※</u> 等													
目 的	取 組 事 項																						
情報の収集・伝	○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等に																						
目 的	取 組 事 項																						
情報の収集・伝	○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」 <u>※</u> 等																						

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）		修正案	
	達体制	よる浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供	達体制	による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供
	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上) 	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難先確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)
	<p><u>(※) 安全な避難行動をとるための資料として活用するために、洪水や土砂災害等のハザードマップや避難所等の防災施設の情報を集約し、一元的に表示することができる電子マップであり、ホームページ上で公開している。</u></p>			
予-56	7 土砂災害対策		7 土砂災害対策	
	目 的	取 組 事 項	目 的	取 組 事 項
	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上) 	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難先確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)

第5章 応急対策への備え

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																		
予-62	<p>第2節 情報システム等の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>大災害の時には、同時に多くの被害が発生し、被害情報が飛躍的に増大する。</p> <p>5 気象情報システム (雨量及び気象観測所)</p> <table border="1"> <tr> <td>気象観測所</td> <td>2箇所</td> <td>相模原消防署、津久井消防署</td> </tr> <tr> <td>雨量観測所</td> <td>20箇所</td> <td>相模原消防署、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所</td> </tr> </table>	気象観測所	2箇所	相模原消防署、津久井消防署	雨量観測所	20箇所	相模原消防署、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所	<p>第2節 情報システム等の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>大規模災害時</u>には、同時に多くの被害が発生し、被害情報が飛躍的に増大する。</p> <p>5 気象情報システム (雨量及び気象観測所)</p> <table border="1"> <tr> <td>気象観測所</td> <td>2箇所</td> <td><u>消防指令センター</u>、津久井消防署</td> </tr> <tr> <td>雨量観測所</td> <td>20箇所</td> <td><u>消防指令センター</u>、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所</td> </tr> </table>	気象観測所	2箇所	<u>消防指令センター</u> 、津久井消防署	雨量観測所	20箇所	<u>消防指令センター</u> 、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所						
気象観測所	2箇所	相模原消防署、津久井消防署																		
雨量観測所	20箇所	相模原消防署、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所																		
気象観測所	2箇所	<u>消防指令センター</u> 、津久井消防署																		
雨量観測所	20箇所	<u>消防指令センター</u> 、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所																		
予-64	<p>第3節 避難場所等の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td>危機管理局</td> <td rowspan="2">広域避難場所・避難路の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局 (まちづくり推進部)</td> </tr> <tr> <td>都市建設局</td> <td>避難路の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	危機管理局	広域避難場所・避難路の整備に関すること。	都市建設局 (まちづくり推進部)	都市建設局	避難路の整備に関すること。	<p>第3節 避難場所等の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td>危機管理局</td> <td rowspan="2"><u>広域避難場所の整備に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>削 除</u></td> </tr> <tr> <td>都市建設局 (土木部)</td> <td>避難路の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	危機管理局	<u>広域避難場所の整備に関すること。</u>	<u>削 除</u>	都市建設局 (土木部)	避難路の整備に関すること。
	担 当 部 署	項 目																		
市担当	危機管理局	広域避難場所・避難路の整備に関すること。																		
	都市建設局 (まちづくり推進部)																			
	都市建設局	避難路の整備に関すること。																		
	担 当 部 署	項 目																		
市担当	危機管理局	<u>広域避難場所の整備に関すること。</u>																		
	<u>削 除</u>																			
	都市建設局 (土木部)	避難路の整備に関すること。																		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）		修 正 案		
		（土木部） 環境経済局 市民局 教育局（学校教育部、生涯学習部） 危機管理局 関係各局	避難場所の整備に関する事 避難場所及び避難所の整備に関する事 特命担当員（避難所担当職員等）の整備に関する事。 避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関する事。 避難場所及び避難所（所管施設）の整備に関する事。	環境経済局 市民局 教育局（学校教育部、生涯学習部） 危機管理局 関係各局 関係機関	避難場所の整備に関する事。 避難場所及び避難所の整備に関する事。 特命担当員（避難所担当職員等）の整備に関する事。 避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関する事。 避難場所及び避難所（所管施設）の整備に関する事。 広域避難場所の管理に関する事。
	<p>4 広域避難場所</p> <p>(3) 整備</p> <p>ア 避難関連誘導標識、案内板・標識等を整備する。</p> <p>イ 防災備蓄倉庫及び防災資機材を整備する。</p> <p>ウ 次のいずれかに該当する広域避難場所に通ずる道路又は緑道を避難路として選定し、避難上必要な機能を整備する。</p> <p>(ア) 幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道</p> <p>(イ) 土地利用の状況等を勘案し、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる(ア)以外の道路又は緑道</p>		<p>4 広域避難場所</p> <p>(3) 整備</p> <p>ア 避難関連誘導標識、案内板・標識等<u>の整備に努める。</u></p> <p>イ 防災備蓄倉庫及び防災資機材<u>の整備に努める。</u></p> <p>ウ 次のいずれかに該当する広域避難場所に通ずる道路又は緑道<u>については、避難路として使用できるよう避難上必要な対策等を行う。</u></p> <p>(ア) 幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道</p> <p>(イ) 土地利用の状況等を勘案し、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる(ア)以外の道路又は緑道</p>		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																						
予-66	<p>第3節 避難場所等の整備 （新規）</p>	<p>第3節 避難場所等の整備 <u>9 ホテル・旅館等の活用</u> <u>危機管理局は、あらかじめ指定した避難所・避難場所では施設が不足する場合に備え、国、県、独立行政法人等が所有する施設のほか、ホテル・旅館等の民間施設等と協定を締結し、避難所・避難場所の確保に努める。</u></p>																						
予-67	<p>第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>1 基本方針 災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="275 970 1081 1431"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>危 機 管 理 局</td> <td>家庭備蓄等の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td>備蓄に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保</td> <td>飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。 福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	危 機 管 理 局	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。	区 役 所	備蓄に関すること。	健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。 福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。	<p>第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>1 基本方針 災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。 <u>また、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて備蓄状況の管理に努める。</u></p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1263 970 2069 1431"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td>危 機 管 理 局</td> <td>家庭備蓄等の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td>備蓄に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>健 康 福 祉 局</u></td> <td>飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者</td> <td>福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	危 機 管 理 局	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。	区 役 所	備蓄に関すること。	<u>健 康 福 祉 局</u>	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。	こども・若者	福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。
	担 当 部 署	項 目																						
市 担 当	危 機 管 理 局	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。																						
	区 役 所	備蓄に関すること。																						
	健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。 福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。																						
	担 当 部 署	項 目																						
市 担 当	危 機 管 理 局	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。																						
	区 役 所	備蓄に関すること。																						
	<u>健 康 福 祉 局</u>	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。																						
	こども・若者	福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。																						

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）			修正案																													
		健 衛 生 部) こども・若者 未 来 局	防疫機材の備蓄に関すること。		未 来 局	防疫機材の備蓄に関すること。																											
予-71	第6節 災害時輸送体制の整備 2 実施主体 <table border="1" data-bbox="275 539 1088 912"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>財 政 局</td> <td>車両・燃料の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環 境 経 済 局</td> <td>救援物資の集積・配送拠点に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 局 (土 木 部)</td> <td>道路上の障害物の除去に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 局</td> <td>緊急通行車両等の事前届出に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				担 当 部 署	項 目	市担当	財 政 局	車両・燃料の確保に関すること。	環 境 経 済 局	救援物資の集積・配送拠点に関する こと。	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関する こと。	危 機 管 理 局	緊急通行車両等の事前届出に関する こと。	関 係 各 局		第6節 災害時輸送体制の整備 2 実施主体 <table border="1" data-bbox="1263 539 2076 912"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>財 政 局</td> <td>車両・燃料の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環 境 経 済 局</td> <td><u>救援物資受入れ拠点</u>に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 局 (土 木 部)</td> <td>道路上の障害物の除去に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 局</td> <td rowspan="2">緊急通行車両等の事前届出に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> </tr> </tbody> </table>				担 当 部 署	項 目	市担当	財 政 局	車両・燃料の確保に関すること。	環 境 経 済 局	<u>救援物資受入れ拠点</u> に関する こと。	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関する こと。	危 機 管 理 局	緊急通行車両等の事前届出に関する こと。	関 係 各 局
	担 当 部 署	項 目																															
市担当	財 政 局	車両・燃料の確保に関すること。																															
	環 境 経 済 局	救援物資の集積・配送拠点に関する こと。																															
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関する こと。																															
	危 機 管 理 局	緊急通行車両等の事前届出に関する こと。																															
	関 係 各 局																																
	担 当 部 署	項 目																															
市担当	財 政 局	車両・燃料の確保に関すること。																															
	環 境 経 済 局	<u>救援物資受入れ拠点</u> に関する こと。																															
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関する こと。																															
	危 機 管 理 局	緊急通行車両等の事前届出に関する こと。																															
	関 係 各 局																																
予-72	8 集積配送拠点の整備 環境経済局は、財政局と協力し、災害時の物資集積配送拠点における運用体制を整備する。 環境経済局は、民間事業者との協定締結や物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。			8 <u>救援物資受入れ拠点における運用体制</u> の整備 環境経済局は、財政局と協力し、 <u>民間事業者を含む施設管理者と</u> 災害時の <u>救援物資受入れ拠点</u> における運用体制を整備し、 <u>速やかな物資支援のための準備に努める。</u> 環境経済局は、民間事業者との協定締結や <u>救援物資受入れ拠点</u> として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。																													

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																														
予-75	<p>第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="275 355 1081 1098"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市担当</td> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td>応急危険度判定体制実施体制の整備・強化に関すること。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関すること。</td> </tr> <tr> <td>財 政 局</td> <td>災害時の土地活用の調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>財 政 局</td> <td rowspan="2">応急仮設住宅に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局（生活福祉部）</td> <td>応急仮設住宅等の入居基準整備の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>災害時の土地活用の調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 被災建築物の応急危険度判定に関する事前対策</p> <p>大規模地震発生時には、建築物の倒壊や宅地の崩壊による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。</p>		担 当 部 署	項 目	市担当	都市建設局（まちづくり推進部）	応急危険度判定体制実施体制の整備・強化に関すること。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関すること。	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関すること。	財 政 局	応急仮設住宅に関すること。	都市建設局（まちづくり推進部）	健康福祉局（生活福祉部）	応急仮設住宅等の入居基準整備の協力に関すること。	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関すること。	<p>第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1263 355 2069 1098"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市担当</td> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td><u>応急危険度判定実施体制</u>の整備・強化に関すること。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関すること。</td> </tr> <tr> <td>財 政 局</td> <td>災害時の土地活用の調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>財 政 局</td> <td rowspan="2">応急仮設住宅に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局（生活福祉部）</td> <td>応急仮設住宅等の入居基準整備の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>災害時の土地活用の調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 被災建築物の応急危険度判定に関する事前対策</p> <p>大規模地震発生時には、<u>建築物の倒壊による二次災害</u>を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。</p>		担 当 部 署	項 目	市担当	都市建設局（まちづくり推進部）	<u>応急危険度判定実施体制</u> の整備・強化に関すること。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関すること。	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関すること。	財 政 局	応急仮設住宅に関すること。	都市建設局（まちづくり推進部）	健康福祉局（生活福祉部）	応急仮設住宅等の入居基準整備の協力に関すること。	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関すること。
	担 当 部 署	項 目																														
市担当	都市建設局（まちづくり推進部）	応急危険度判定体制実施体制の整備・強化に関すること。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関すること。																														
	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関すること。																														
	財 政 局	応急仮設住宅に関すること。																														
	都市建設局（まちづくり推進部）																															
	健康福祉局（生活福祉部）	応急仮設住宅等の入居基準整備の協力に関すること。																														
	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関すること。																														
	担 当 部 署	項 目																														
市担当	都市建設局（まちづくり推進部）	<u>応急危険度判定実施体制</u> の整備・強化に関すること。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関すること。																														
	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関すること。																														
	財 政 局	応急仮設住宅に関すること。																														
	都市建設局（まちづくり推進部）																															
	健康福祉局（生活福祉部）	応急仮設住宅等の入居基準整備の協力に関すること。																														
	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関すること。																														

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																				
予-77	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="268 367 1079 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市担当</td> <td>環 境 経 済 局</td> <td>清掃体制整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td>遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）の発行に係る調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td>帰宅困難者の支援に関すること。 埋火葬許可証発行に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）発行に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td>帰宅困難者の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>広域応援受入れ体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局（保健衛生部）</td> <td>ペット対策の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局（生活福祉部）</td> <td>遺体処理体制整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>財 政 局</td> <td>災害時の土地活用の調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	環 境 経 済 局	清掃体制整備に関すること。	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）の発行に係る調整に関すること。	区 役 所	帰宅困難者の支援に関すること。 埋火葬許可証発行に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）発行に関すること。	都市建設局（まちづくり推進部）	帰宅困難者の支援に関すること。	危機管理局	広域応援受入れ体制に関すること。	健康福祉局（保健衛生部）	ペット対策の整備に関すること。	健康福祉局（生活福祉部）	遺体処理体制整備に関すること。	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関すること。	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1256 352 2067 1428"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">市担当</td> <td>財 政 局</td> <td><u>災害時の土地活用の調整に関すること。</u> <u>市有建物の被害調査に関すること。</u> <u>罹災証明書（火災を除く）の発行に係る住家等の被害調査に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td><u>広域応援受入れ体制に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td>遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）の発行に係る調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td>帰宅困難者の支援に関すること。 <u>死体埋火葬許可証の発行に関すること。</u> 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）発行に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉局（生活福祉部）</u></td> <td><u>遺体処理体制整備に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>健康福祉局（保健衛生部）</td> <td>ペット対策の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	財 政 局	<u>災害時の土地活用の調整に関すること。</u> <u>市有建物の被害調査に関すること。</u> <u>罹災証明書（火災を除く）の発行に係る住家等の被害調査に関すること。</u>	危機管理局	<u>広域応援受入れ体制に関すること。</u>	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）の発行に係る調整に関すること。	区 役 所	帰宅困難者の支援に関すること。 <u>死体埋火葬許可証の発行に関すること。</u> 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）発行に関すること。	<u>健康福祉局（生活福祉部）</u>	<u>遺体処理体制整備に関すること。</u>	健康福祉局（保健衛生部）	ペット対策の整備に関すること。
	担 当 部 署	項 目																																				
市担当	環 境 経 済 局	清掃体制整備に関すること。																																				
	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）の発行に係る調整に関すること。																																				
	区 役 所	帰宅困難者の支援に関すること。 埋火葬許可証発行に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）発行に関すること。																																				
	都市建設局（まちづくり推進部）	帰宅困難者の支援に関すること。																																				
	危機管理局	広域応援受入れ体制に関すること。																																				
	健康福祉局（保健衛生部）	ペット対策の整備に関すること。																																				
	健康福祉局（生活福祉部）	遺体処理体制整備に関すること。																																				
	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関すること。																																				
	担 当 部 署	項 目																																				
市担当	財 政 局	<u>災害時の土地活用の調整に関すること。</u> <u>市有建物の被害調査に関すること。</u> <u>罹災証明書（火災を除く）の発行に係る住家等の被害調査に関すること。</u>																																				
	危機管理局	<u>広域応援受入れ体制に関すること。</u>																																				
	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）の発行に係る調整に関すること。																																				
	区 役 所	帰宅困難者の支援に関すること。 <u>死体埋火葬許可証の発行に関すること。</u> 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く）発行に関すること。																																				
	<u>健康福祉局（生活福祉部）</u>	<u>遺体処理体制整備に関すること。</u>																																				
	健康福祉局（保健衛生部）	ペット対策の整備に関すること。																																				

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）		修正案																	
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="383 256 607 316"></td> <td data-bbox="607 256 1079 316">市有建物の被害調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 316 607 518">消 防 局</td> <td data-bbox="607 316 1079 518">事業所の消防計画作成の指導に関すること。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 518 607 673">財 政 局</td> <td data-bbox="607 518 1079 673">罹災証明書（火災を除く）の発行に係る住家等の被害調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 673 607 778">関 係 各 局</td> <td data-bbox="607 673 1079 778">災害時活動体制等の整備に関すること。</td> </tr> </table>		市有建物の被害調査に関すること。	消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関すること。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関すること。	財 政 局	罹災証明書（火災を除く）の発行に係る住家等の被害調査に関すること。	関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1370 256 1594 316"><u>環 境 経 済 局</u></td> <td data-bbox="1594 256 2186 316"><u>清掃体制整備に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 316 1594 470"><u>都市建設局（まちづくり推進部）</u></td> <td data-bbox="1594 316 2186 470"><u>帰宅困難者の支援に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 470 1594 673">消 防 局</td> <td data-bbox="1594 470 2186 673">事業所の消防計画作成の指導に関すること。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 673 1594 778">関 係 各 局</td> <td data-bbox="1594 673 2186 778">災害時活動体制等の整備に関すること。</td> </tr> </table>	<u>環 境 経 済 局</u>	<u>清掃体制整備に関すること。</u>	<u>都市建設局（まちづくり推進部）</u>	<u>帰宅困難者の支援に関すること。</u>	消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関すること。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関すること。	関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関すること。
	市有建物の被害調査に関すること。																			
消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関すること。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関すること。																			
財 政 局	罹災証明書（火災を除く）の発行に係る住家等の被害調査に関すること。																			
関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関すること。																			
<u>環 境 経 済 局</u>	<u>清掃体制整備に関すること。</u>																			
<u>都市建設局（まちづくり推進部）</u>	<u>帰宅困難者の支援に関すること。</u>																			
消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関すること。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関すること。																			
関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関すること。																			
3	災害時における清掃等に関する事前対策		<u>3 災害時活動体制等の整備</u>																	
4	災害時における遺体取扱に関する事前対策																			
5	災害時における土地利用に関する事前対策		<u>4 災害時における土地利用に関する事前対策</u>																	
	<p>財政局は、大規模災害時においては、応急仮設住宅の建設、自衛隊等応援者の活動拠点、物流拠点、避難場所、廃棄物集積所など様々な用途に対応する土地が必要となることから、これらの用途に利用可能な市有地等を、関係各局及び機関と協力して平常時から把握しておき、災害時に円滑に使用できるよう調整を図る。</p>		<p>財政局は、大規模災害時においては、<u>応急仮設住宅の建設、廃棄物集積所など様々な用途に対応する土地</u>が必要となることから、これらの用途に利用可能な市有地等を、関係各局及び機関と協力して平常時から把握しておき、災害時に円滑に使用できるよう調整を図る。</p>																	

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>6 被害調査及び罹災証明書発行に関する事前対策</p> <p>7 災害時におけるペット対策に関する事前対策</p> <p>8 広域応援の受入れに関する事前対策 危機管理局は、九都県市や指定都市市長会等の枠組みに基づき、広域応援を受け入れる場合に必要となる拠点（活動拠点、宿泊施設等）について指定を行うとともに、応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など、在日米軍との覚書や他自治体との災害応援協定等を踏まえた総合的な受援体制について検討し、訓練を実施するとともにマニュアル等を整備する。</p> <p>9 在日米陸・海軍との相互応援に関する事前対策</p> <p>10 災害時活動体制等の整備</p>	<p><u>5</u> 被害調査及び罹災証明書発行に関する事前対策</p> <p><u>6</u> 広域応援の受入れに関する事前対策 危機管理局は、九都県市や指定都市市長会等の<u>広域応援の枠組み、他自治体との災害応援協定等によって、</u>広域応援を受け入れる場合に必要となる<u>広域応援活動拠点（派遣された職員の活動拠点、宿泊施設等）</u>について指定を行うとともに、<u>応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など総合的な受援体制</u>について検討し、<u>訓練の実施やマニュアル等の整備を行う。</u></p> <p><u>7</u> 在日米陸・海軍との相互応援に関する事前対策</p> <p><u>8</u> 災害時における遺体取扱に関する事前対策</p> <p><u>9</u> 災害時におけるペット対策に関する事前対策</p> <p><u>10</u> 災害時における清掃等に関する事前対策</p>
予-80	<p>第10節 孤立対策</p> <p>5 輸送手段の確保 危機管理局は、孤立対策推進地区の輸送拠点として、ヘリコプターの離着陸等が可能な空地を調査し把握する。また、ヘリコプターによる孤立対策推進地区の情報収集や救助・救援の実施方法を検討する。 相模川沿いは、渡河による避難の可能性もあり、渡河地点の調査・把握を</p>	<p>第10節 孤立対策</p> <p>5 輸送手段の確保 危機管理局は、孤立対策推進地区の<u>輸送手段を確保するため、</u>ヘリコプターの離着陸等が可能な空地を調査し把握する。また、ヘリコプターによる孤立対策推進地区の情報収集や救助・救援等の<u>訓練を実施する。</u> 相模川沿いは、渡河による避難の可能性もあり、渡河地点の調査・把握を</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	検討する。	検討する。
予-82	<p>第11節 帰宅困難者対策</p> <p>3 市の措置</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>カ 徒歩帰宅が困難な帰宅困難者等を臨時バスで搬送するなどの輸送体制等をバス事業者と協議し、協定締結を検討する。</p> <p>キ 市外で帰宅困難者となった市民の不安を解消するため、ICT（防災メール、ツイッター等）を活用した適切な情報提供体制を確保する。</p> <p>ク 関係各局、関係機関、市民、学校及び事業者等と連携して、駅前滞留者対策及び帰宅困難者対策の訓練を実施する。</p> <p>ケ 関係各局は、市内の事業者、大学、高等学校等へ一斉帰宅抑制のための情報伝達体制を整える。</p>	<p>第11節 帰宅困難者対策</p> <p>3 市の措置</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>削除</p> <p>カ 市外で帰宅困難者となった市民の不安を解消するため、ICT（防災メール、ツイッター等）を活用した適切な情報提供体制を確保する。</p> <p>キ 関係各局、関係機関、市民、学校及び事業者等と連携して、駅前滞留者対策及び帰宅困難者対策の訓練を実施する。</p> <p>ク 関係各局は、市内の事業者、大学、高等学校等へ一斉帰宅抑制のための情報伝達体制を整える。</p>

第6章 災害時要援護者支援

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																										
予-83	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="286 435 1088 1083"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市 担 当</td> <td>健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部）</td> <td>災害時要援護者の安全確保等に関すること。 災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局 危 機 管 理 局</td> <td>避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td>外国人支援体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>災害時要援護者の安全確保等に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>関 係 福 祉 団 体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さがみはら国際交流ラウンジ</td> <td>外国人支援体制の充実に 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部）	災害時要援護者の安全確保等に関すること。 災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。	こども・若者未来局		健 康 福 祉 局 危 機 管 理 局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。	区 役 所		市 民 局	外国人支援体制に関すること。	関 係 各 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。	関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体		さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実に 関すること。	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1274 435 2076 971"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市 担 当</td> <td>健 康 福 祉 局</td> <td>災害時要援護者の安全確保等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局 危 機 管 理 局</td> <td>避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td>外国人支援体制に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>災害時要援護者の安全確保等に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>関 係 福 祉 団 体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>削 除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	健 康 福 祉 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。	こども・若者未来局	災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。	健 康 福 祉 局 危 機 管 理 局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。	区 役 所		市 民 局	外国人支援体制に関する こと。	関 係 各 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。	関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体		削 除	
	担 当 部 署	項 目																																										
市 担 当	健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部）	災害時要援護者の安全確保等に関すること。 災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。																																										
	こども・若者未来局																																											
	健 康 福 祉 局 危 機 管 理 局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。																																										
	区 役 所																																											
	市 民 局	外国人支援体制に関すること。																																										
	関 係 各 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。																																										
関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体																																											
	さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実に 関すること。																																										
	担 当 部 署	項 目																																										
市 担 当	健 康 福 祉 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。																																										
	こども・若者未来局	災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。																																										
	健 康 福 祉 局 危 機 管 理 局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。																																										
	区 役 所																																											
	市 民 局	外国人支援体制に関する こと。																																										
	関 係 各 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。																																										
関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体																																											
	削 除																																											
予-86	<p>1 0 災害時要援護者に対する事前対策</p> <p>(1) 健康福祉局における対策</p> <p>「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府、令和3年改定）に基づき、社会福祉施設等との福祉避難所に関する協定を締結する。また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するなど避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。</p>	<p>1 0 災害時要援護者に対する事前対策</p> <p>(1) 健康福祉局における対策</p> <p>「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府、令和3年改定）に基づき、社会福祉施設等との福祉避難所に関する協定を締結し、<u>福祉避難所の整備に努める</u>。また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するなど避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することがで</p>																																										

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>さらに、災害発生後の避難所における支援、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続などについて、関係機関との連携を図る。</p> <p>新規</p> <p>(2) 関係各局の対策</p> <p>(3) さがみはら国際交流ラウンジの対策</p> <p>大規模な災害時には、「災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営機構の協力に関する協定」に基づき、外国人支援を行うさがみはら国際交流ラウンジ防災センターが設置される。さがみはら国際交流ラウンジは、通訳等のボランティア登録を進めるなど、災害時における外国人支援及び市との連携に関する計画を整備する。</p>	<p>きる体制を構築する。</p> <p>さらに、災害発生後の避難所における支援、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続などについて、関係機関との連携を図る。</p> <p><u>(2) 市民局における対策</u></p> <p><u>市民局は、大規模な災害時にはさがみはら国際交流ラウンジに外国人相談窓口を設置する。また、通訳ボランティア登録を進めるなど、災害時における外国人支援の体制を整備する。</u></p> <p><u>(3) 関係各局の対策</u></p> <p><u>削除</u></p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																						
予-87	<p>第2節 災害時医療体制との連携確保</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部）</td> <td rowspan="2">災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>（公社）相模原市薬剤師会</td> <td rowspan="2">災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（公社）相模原市病院協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部）	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。	こども・若者未来局	関 係 機 関	（公社）相模原市薬剤師会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。	（公社）相模原市病院協会	<p>第2節 災害時医療体制との連携確保</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td><u>健 康 福 祉 局</u></td> <td rowspan="2">災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>（公社）相模原市薬剤師会</td> <td rowspan="2">災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（公社）相模原市病院協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	<u>健 康 福 祉 局</u>	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。	こども・若者未来局	関 係 機 関	（公社）相模原市薬剤師会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。	（公社）相模原市病院協会
	担 当 部 署	項 目																						
市 担 当	健 康 福 祉 局 （地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部）	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。																						
	こども・若者未来局																							
関 係 機 関	（公社）相模原市薬剤師会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。																						
	（公社）相模原市病院協会																							
	担 当 部 署	項 目																						
市 担 当	<u>健 康 福 祉 局</u>	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。																						
	こども・若者未来局																							
関 係 機 関	（公社）相模原市薬剤師会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。																						
	（公社）相模原市病院協会																							

第7章 災害ボランティア対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-89	<p>4 災害ボランティアセンター機能の充実</p> <p>災害時には、（福）相模原市社会福祉協議会が、協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア活動の拠点となる。</p> <p>7 活動環境の整備</p> <p>（4）市と連携してボランティアの活動拠点施設を確保する。通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。</p>	<p>4 災害ボランティアセンター機能の充実</p> <p>災害時には、（福）相模原市社会福祉協議会が、協定に基づき、<u>生活支援ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p>7 活動環境の整備</p> <p>（4）市と連携して<u>ボランティア活動の拠点となる施設</u>を確保する。通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

第8章 防災行動力の向上

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
予-95	第2節 自主防災組織の育成 5 自主防災組織の活動 （2）災害時の活動 エ 避難の実施 （ア）危険防止のため避難路は単一の道路だけでなく複数の避難路をあらかじめ検討しておく。	第2節 自主防災組織の育成 5 自主防災組織の活動 （2）災害時の活動 エ 避難の実施 （ア）危険防止のため <u>複数の避難経路を</u> あらかじめ検討しておく。

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
地-3	<p>第1節 組織体制</p> <p>5 市災害対策本部の組織</p> <p><市災害対策本部組織概要図></p> <p>議会・行政委員会部</p> <p>（議会局・行政委員会）</p>	<p>第1節 組織体制</p> <p>5 市災害対策本部の組織</p> <p><市災害対策本部組織概要図></p> <p><u>議会部（議会局）</u></p> <p><u>行政委員会部（行政委員会事務局）</u></p>
地-4	<p>6 区本部の設置</p> <p>本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。</p> <p>区本部は区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。</p> <p>また、管内の避難所及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した公民館等、防災対策上拠点となる施設の職員を区本部付として指揮し、それらの拠点を統制する。</p>	<p>6 区本部の設置</p> <p>本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。</p> <p>区本部は区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。</p> <p>また、管内の避難所及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した<u>施設の職員を指揮し、それらの施設を統制する。</u></p>
地-8	<p>第2節 動員体制</p> <p>9 活動要員への支援体制</p> <p>総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。</p> <p>(2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。</p>	<p>第2節 動員体制</p> <p>9 活動要員への支援体制</p> <p>総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。</p> <p>(2) 市役所本庁舎、<u>合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）</u>、<u>消防指令センター</u>、まちづくりセンター、公民館、消防署等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																																								
地-10	<p>第3節 地震情報</p> <p>2 気象庁からの地震情報</p> <p>(1) 地震情報等</p> <p>気象庁が発表する地震動の予報及び警報、地震情報の種類と内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="280 459 1182 1412"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> <th>発 表 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急地震速報（地震動の予警報）</td> <td>予報</td> <td>最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想</td> <td rowspan="3">地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地（相模原市は神奈川県西部）での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れを予想</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>最大震度6弱以上の揺れを予想</td> </tr> <tr> <td>震 度 速 報</td> <td colspan="2">震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名（相模原市は神奈川県西部）と地震の揺れの検知時刻</td> </tr> <tr> <td>震 源 に 関 する 情 報</td> <td colspan="2">震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加した情報</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td colspan="2">以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時</td> <td>○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		発 表 内 容	緊急地震速報（地震動の予警報）	予報	最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地（相模原市は神奈川県西部）での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報	警報	最大震度5弱以上の揺れを予想	特別警報	最大震度6弱以上の揺れを予想	震 度 速 報	震度3以上		地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名（相模原市は神奈川県西部）と地震の揺れの検知時刻	震 源 に 関 する 情 報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）		地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加した情報	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時		○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる	<p>第3節 地震情報</p> <p>2 気象庁からの地震情報</p> <p>(1) 地震情報等</p> <p>気象庁が発表する地震動の予報及び警報、地震情報の種類と内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1265 459 2172 1348"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> <th>発 表 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急地震速報（地震動の予警報）</td> <td>予報</td> <td>最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級1以上を予想した場合</td> <td rowspan="3">地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地（相模原市は神奈川県西部）での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>最大震度6弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級4を予想した場合</td> </tr> <tr> <td>震 度 速 報</td> <td colspan="2">震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名（相模原市は神奈川県西部）と地震の揺れの検知時刻</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		発 表 内 容	緊急地震速報（地震動の予警報）	予報	最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級1以上を予想した場合	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地（相模原市は神奈川県西部）での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報	警報	最大震度5弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合	特別警報	最大震度6弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級4を予想した場合	震 度 速 報	震度3以上		地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名（相模原市は神奈川県西部）と地震の揺れの検知時刻
種 類	発 表 基 準		発 表 内 容																																							
緊急地震速報（地震動の予警報）	予報	最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地（相模原市は神奈川県西部）での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報																																							
	警報	最大震度5弱以上の揺れを予想																																								
	特別警報	最大震度6弱以上の揺れを予想																																								
震 度 速 報	震度3以上		地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名（相模原市は神奈川県西部）と地震の揺れの検知時刻																																							
震 源 に 関 する 情 報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）		地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加した情報																																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時		○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる																																							
種 類	発 表 基 準		発 表 内 容																																							
緊急地震速報（地震動の予警報）	予報	最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級1以上を予想した場合	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地（相模原市は神奈川県西部）での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報																																							
	警報	最大震度5弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合																																								
	特別警報	最大震度6弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級4を予想した場合																																								
震 度 速 報	震度3以上		地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名（相模原市は神奈川県西部）と地震の揺れの検知時刻																																							

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）			修正案			
		<ul style="list-style-type: none"> ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を 発表した場合 	地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名		震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加した情報
	各地の震度に関する情報	震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> ○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード） ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名 ○地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表 		震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表		各地の震度に関する情報	震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> ○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード） ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名 ○地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）		推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	遠地地震	国外で発生した地震につ	○地震の発生時刻、発生場所				

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）				修正案																													
	に関する情報	いて以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	長周期地震動に関する観測情報		<u>長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から <u>約10分後</u> に気象庁ホームページ上に掲載）																											
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合		○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表																											
地-20	第6節 災害時の広報・広聴 2 実施主体 <table border="1" data-bbox="280 1161 1182 1442"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担当</td> <td>本部事務局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> </tr> </tbody> </table>					担当部署	時期	項目	市担当	本部事務局	★	情報通信システムの活用に関すること。	市長公室	市長公室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。	市長公室	第6節 災害時の広報・広聴 2 実施主体 <table border="1" data-bbox="1265 1161 2114 1442"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担当</td> <td>本部事務局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> </tr> </tbody> </table>					担当部署	時期	項目	市担当	本部事務局	★	情報通信システムの活用に関すること。	市長公室	市長公室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。	市長公室
	担当部署	時期	項目																															
市担当	本部事務局	★	情報通信システムの活用に関すること。																															
	市長公室																																	
	市長公室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。																															
	市長公室																																	
	担当部署	時期	項目																															
市担当	本部事務局	★	情報通信システムの活用に関すること。																															
	市長公室																																	
	市長公室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。																															
	市長公室																																	

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）				修正案					
			区 本 部	置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。			市 長 公 室		初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。	
			消 防 局	★ 災害広報に関すること。			区 本 部	★		
			消 防 団	★ 災害広報に関すること。			市 民 局			
			関 係 各 局	★ 広報広聴活動への応援協力に関すること。			市 長 公 室	★	<u>災害時要援護者への配慮に関すること。</u>	
	関 係 機 関	(株)エフエムさがみ		— 関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。			市 民 局			
		横浜エフエム放送(株)						健 康 福 祉 局		
		(株)ジェイコム湘南・						消 防 局	★	災害広報に関すること。
		神 奈 川						消 防 団		
		相模原市印刷広告協同組合						関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。
		さがみはら国際交流ラウン						—		— 関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
		防 災 関 係 機 関					(株)エフエムさがみ			
			横浜エフエム放送(株)				横浜エフエム放送(株)			
			(株)ジェイコム湘南・				(株)ジェイコム湘南・			
			神 奈 川				神 奈 川			
			相模原市印刷広告協同組合				相模原市印刷広告協同組合			
			さがみはら国際交流ラウン				削 除			
			防 災 関 係 機 関				防 災 関 係 機 関			

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
地-22	<p>第6節 災害時の広報・広聴</p> <p>5 広報の方法</p> <p>(1) 市民への広報</p> <p>ウ 情報システム及びインターネットの活用</p> <p>(ウ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者からの情報収集に努める。</p> <p>(エ) 市が発令する警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」、三井住友海上保険（株）が提供する「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。</p>	<p>第6節 災害時の広報・広聴</p> <p>5 広報の方法</p> <p>(1) 市民への広報</p> <p>ウ 情報システム及びインターネットの活用</p> <p><u>(ウ) 「さがみはら防災マップ」を活用し、避難所等の開設状況及び混雑状況に関する情報を提供する。</u></p> <p><u>(エ)</u> その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者等からの情報収集に努める。</p> <p><u>(オ)</u> 市が発令する警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」、三井住友海上保険（株）が提供する「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。</p>
地-24	<p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮</p> <p>(2) 外国人等への対応</p> <p>市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体（さがみはら国際交流ラウンジ運営機構）等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」（多言語ユニバーサル情報配信ツール）により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>	<p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮</p> <p>(2) 外国人等への対応</p> <p>市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、<u>外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣等を行う。</u>また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」（多言語ユニバーサル情報配信ツール）により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>
地-25	<p>第7節 応援要請</p> <p>1 基本方針</p> <p>他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。</p>	<p>第7節 応援要請</p> <p>1 基本方針</p> <p>他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、<u>「相模原市災害受援計画」及び各種応援協定に基づき、</u>迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																		
	<p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、相模原市災害受援計画及び各種応援協定により応援を求める。</p> <p>なお、要請基準は次のとおりである。</p> <p>(2) 応援要請の種別</p> <table border="1" data-bbox="237 595 1167 1426"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th> <th>要請の内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関の長・指定公共機関</td> <td>当該指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣要請</td> <td>災害対策基本法第 29 条第 2 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県知事</td> <td>指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣のあつせん要請</td> <td>災害対策基本法第 30 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>他の地方公共団体・特定地方公共機関(※2)の職員の派遣のあつせん要請</td> <td>災害対策基本法第 30 条第 2 項</td> </tr> <tr> <td>応援の要求及び応急措置の実施要請</td> <td>災害対策基本法第 68 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>職員の派遣要求</td> <td>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 第 1 項</td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	要請の内容	根拠法令	指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項	県知事	指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣のあつせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項	他の地方公共団体・特定地方公共機関(※2)の職員の派遣のあつせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項	職員の派遣要求	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 第 1 項	<p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、<u>次の基準に基づき</u>応援を<u>要請する</u>。</p> <p>(2) 応援要請の種別</p> <table border="1" data-bbox="1211 595 2163 1426"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th> <th>要請の内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">県知事</td> <td><u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第 68 条第 1 項</u></td> </tr> <tr> <td><u>指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあつせん要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第 30 条第 1 項</u></td> </tr> <tr> <td><u>他の自治体職員の派遣のあつせん要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第 30 条第 2 項</u></td> </tr> <tr> <td><u>普通地方公共団体（委員会、委員を含む）の職員の派遣</u></td> <td><u>地方自治法第 252 条の 17</u></td> </tr> <tr> <td><u>自衛隊の派遣要請</u></td> <td><u>自衛隊法第 83 条</u> <u>災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急消防援助隊の応援要請</u></td> <td><u>消防組織法第 44 条及び 45 条</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	要請の内容	根拠法令	県知事	<u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u>	<u>災害対策基本法第 68 条第 1 項</u>	<u>指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあつせん要請</u>	<u>災害対策基本法第 30 条第 1 項</u>	<u>他の自治体職員の派遣のあつせん要請</u>	<u>災害対策基本法第 30 条第 2 項</u>	<u>普通地方公共団体（委員会、委員を含む）の職員の派遣</u>	<u>地方自治法第 252 条の 17</u>	<u>自衛隊の派遣要請</u>	<u>自衛隊法第 83 条</u> <u>災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項</u>	<u>緊急消防援助隊の応援要請</u>	<u>消防組織法第 44 条及び 45 条</u>			
要 請 先	要請の内容	根拠法令																																		
指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項																																		
県知事	指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣のあつせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項																																		
	他の地方公共団体・特定地方公共機関(※2)の職員の派遣のあつせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項																																		
	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項																																		
	職員の派遣要求	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 第 1 項																																		
要 請 先	要請の内容	根拠法令																																		
県知事	<u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u>	<u>災害対策基本法第 68 条第 1 項</u>																																		
	<u>指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあつせん要請</u>	<u>災害対策基本法第 30 条第 1 項</u>																																		
	<u>他の自治体職員の派遣のあつせん要請</u>	<u>災害対策基本法第 30 条第 2 項</u>																																		
	<u>普通地方公共団体（委員会、委員を含む）の職員の派遣</u>	<u>地方自治法第 252 条の 17</u>																																		
	<u>自衛隊の派遣要請</u>	<u>自衛隊法第 83 条</u> <u>災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項</u>																																		
	<u>緊急消防援助隊の応援要請</u>	<u>消防組織法第 44 条及び 45 条</u>																																		

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）		修正案			
<p>（※1）「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関をいう。</p> <p>（※2）「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人をいう。</p> <p>4 応援要請の手続 本部事務局は、応援要請を行うに当たって次の各号を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。</p> <p>（1）応援要請する理由 （2）応援要請する職員の職種別人員数 （3）応援が必要な期間 （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件 （5）その他必要な事項 ア 必要な物資等</p>	他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項	<u>他の市町村長</u>	<u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u>	<u>災害対策基本法第 67 条第 1 項</u>
		職員の派遣要求	地方自治法第 252 条の 17 第 1 項	<u>自衛隊</u>	<u>自衛隊の派遣要請（県知事に派遣要請が出来ない場合の通知）</u>	<u>災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項</u>
	<u>指定地方行政機関の長、指定公共機関の長</u>	<u>職員の派遣要請</u>	<u>災害対策基本法第 29 条第 2 項</u>			
	<u>その他の団体</u>	<u>協定等に定める事項</u>	<u>各種災害時応援協定</u>			
	<u>削除</u>					
<p>4 応援要請の手続 （1）本部事務局は、<u>次の場合に応援要請を行う。</u> <u>応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。</u> <u>ア 危機管理局が窓口となっている災害時応援協定（行政機関への応援要請含む）</u> <u>イ 自衛隊への災害派遣要請</u> <u>ウ 個別協定に基づかない応援要請（一般ボランティア含む）</u></p>						

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>イ 活動内容等</p> <p>ウ 派遣場所及び派遣場所への経路</p> <p>エ 派遣職員の活動拠点</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>6 応援部隊の受入れ</p> <p>関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入体制を整備する。</p> <p>(1) 要請及び応援活動の記録</p> <p>ア 要請先、要請時間、要請内容</p> <p>イ 回答内容、回答時間</p> <p>ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先</p> <p>エ 活動期間、食料・飲料水・宿泊所の手配の状況</p> <p>オ 搬入物資の内容・量、返却義務の有無</p> <p>カ 撤収日時</p> <p>(2) 応援部隊の活動計画</p> <p>要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成し、市内の地図や必要な図面、帳票類等を準備する。</p>	<p><u>(2) 関係各局は、次の場合に応援要請を行う。</u></p> <p><u>応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとるとともに、本部事務局に報告する。</u></p> <p><u>ア 各局・各区内の所管課が窓口となる協定に基づく応援要請</u></p> <p><u>イ 専門職等による国の調整に基づく応援要請</u></p> <p><u>ウ 所管課に直接他機関からの応援の申出があった場合の要請</u></p> <p>6 <u>応援職員</u>の受入れ</p> <p>関係各局は、<u>応援職員</u>の受入れに当たっては、次のとおり、<u>受入れを行う</u>。なお、総務局は、必要に応じて食料等の調達や宿泊場所の確保など、<u>受入体制を補完する</u>。</p> <p><u>(1) 受入れの準備</u></p> <p><u>ア 必要な資機材の準備</u></p> <p><u>イ 活動拠点の確保</u></p> <p><u>ウ 要請する業務内容・手順等の整理</u></p> <p><u>エ 宿泊場所の確保（応援団体による確保が困難な場合）</u></p> <p><u>(2) 受入れ</u></p> <p><u>ア 受付及び業務内容等の説明</u></p> <p><u>イ 情報共有及び業務管理</u></p> <p><u>ウ 業務の実施状況の報告・調整</u></p>

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>(3) 受援体制の確保 総務局は、他団体から行政職や土木職、保健師などを受け入れる場合、必要に応じて市の施設などから受入施設を指定し、受入体制を補完する。</p> <p>(4) 応接受入調整体制の確立 派遣された専門職員やボランティア等と市内の応援ニーズを円滑につなげるため、応接受入調整体制を確立する。</p> <p>7 広域応援活動拠点等の確保 警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する場所及び施設並びに活動者が市内に進出する際の目標として一時的に集結する場所が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。 広域応援活動拠点等を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。</p>	<p><u>エ 交代に係る対応</u> <u>(3) 受援の終了</u> <u>応援職員等が従事する業務が終了する場合や、局内調整等により業務に必要な人員が充足された場合など、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受援を終了する。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>7 広域応援活動拠点等の確保 警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、<u>活動者が市内に進出する際の目標として、一時的に集結する場所となる進出拠点や宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する広域応援活動拠点</u>が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。 広域応援活動拠点等を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>8 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請</p> <p>(1) 関係各局は、「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行うとともに、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整を行う。</p> <p>また、九都縣市や指定都市市長会などの広域応援の枠組みによる応援を受ける場合は、本部事務局が要請及び調整を行う。</p> <p>(2) 市長は、応急危険度判定士などへの応援要請については、関係法令又はそれぞれの計画等に基づいて県知事等へ要請する。</p>	<p>8</p>
9	消防の広域応援要請	<u>8</u> 消防の広域応援要請
10	自衛隊に対する災害派遣要請	<u>9</u> 自衛隊に対する災害派遣要請
11	海上保安庁に対する応援要請	<u>10</u> 海上保安庁に対する応援要請
12	在日米軍に対する応援要請	<u>11</u> 在日米軍に対する応援要請
13	海外からの支援の受入れ	<u>12</u> 海外からの支援の受入れ

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																																																																	
地-46	<p>第2節 行方不明者の捜索</p> <p>3 行方不明者の捜索</p> <p>(3) 捜索の期間</p> <p>行方不明者の捜索の期間は、災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等諸般の事情を考慮した上で、市長と県知事が協議し定める。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合であってもこれらの事情を考慮した上で定める。</p>	<p>第2節 行方不明者の捜索</p> <p>3 行方不明者の捜索</p> <p>(3) 捜索の期間</p> <p><u>ア 行方不明者の捜索は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程(平成31年相模原市告示第150号)第10条第1号に定める期間を準用するものとする。</u></p> <p><u>イ 災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等を踏まえ、アに定める期間を超えて捜索する必要がある場合は、関係機関と協議の上、市災害対策本部会議において捜索を延長する期間や捜索体制等を決定する。また、さらに捜索を延長する場合についても同様とする。</u></p>																																																																																	
地-49	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>7 保健医療救護体制</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時 保健医療調 整本部</th> <th>救護所 等</th> <th>後方 医療機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○(※1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>M C A無線</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域災害救急医療情報シス</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> <td style="text-align:center">○(※2)</td> </tr> </tbody> </table>		市災害時 保健医療調 整本部	救護所 等	後方 医療機 関	固定電話	○	○	○	F A X	○	○	○	デジタル地域防災無線	○	○		災害用スマートフォン	○	○		衛星携帯電話	○	○	○	市災害情報共有システム	○	○(※1)		M C A無線	○			広域災害救急医療情報シス	○		○(※2)	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>7 <u>情報連絡体制</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時 保健医療調 整本部</th> <th>救護所 等</th> <th>後方 医療機 関</th> <th><u>県保健 医療調 整本部</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center"><u>(削除)</u></td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>衛星・IP無線</u></td> <td style="text-align:center"><u>○</u></td> <td style="text-align:center"><u>○</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○(※1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>M C A無線</td> <td style="text-align:center">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市災害時 保健医療調 整本部	救護所 等	後方 医療機 関	<u>県保健 医療調 整本部</u>	固定電話	○	○	○		F A X	○	○	○		デジタル地域防災無線	○	○			災害用スマートフォン	○	○			衛星携帯電話	○	<u>(削除)</u>	○		<u>衛星・IP無線</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			市災害情報共有システム	○	○(※1)			M C A無線	○			
	市災害時 保健医療調 整本部	救護所 等	後方 医療機 関																																																																																
固定電話	○	○	○																																																																																
F A X	○	○	○																																																																																
デジタル地域防災無線	○	○																																																																																	
災害用スマートフォン	○	○																																																																																	
衛星携帯電話	○	○	○																																																																																
市災害情報共有システム	○	○(※1)																																																																																	
M C A無線	○																																																																																		
広域災害救急医療情報シス	○		○(※2)																																																																																
	市災害時 保健医療調 整本部	救護所 等	後方 医療機 関	<u>県保健 医療調 整本部</u>																																																																															
固定電話	○	○	○																																																																																
F A X	○	○	○																																																																																
デジタル地域防災無線	○	○																																																																																	
災害用スマートフォン	○	○																																																																																	
衛星携帯電話	○	<u>(削除)</u>	○																																																																																
<u>衛星・IP無線</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																																																																	
市災害情報共有システム	○	○(※1)																																																																																	
M C A無線	○																																																																																		

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現行（令和4年6月修正）	修正案								
	<p>テム（EMIS）</p> <p>（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。 （※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報等を入力する。</p>	<table border="1"> <tr> <td><u>MCAアドバンス無線</u></td> <td>○</td> <td>○（※3）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</td> <td>○</td> <td>○（※2）</td> <td></td> </tr> </table> <p>（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。 （※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報等を入力する。 <u>（※3）災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請等に用いる。（後方医療機関のうち、北里大学病院のみ）</u></p>	<u>MCAアドバンス無線</u>	○	○（※3）	○	広域災害救急医療情報システム（EMIS）	○	○（※2）	
<u>MCAアドバンス無線</u>	○	○（※3）	○							
広域災害救急医療情報システム（EMIS）	○	○（※2）								

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現行（令和4年6月修正）	修正案				
地-55	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>4 輸送の対象</p> <p>緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td> (1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 </td> </tr> </table>	第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>4 輸送の対象</p> <p>緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td> (1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な<u>輸送施設の応急復旧</u>、交通規制等に必要な人員及び物資 </td> </tr> </table>	第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な <u>輸送施設の応急復旧</u> 、交通規制等に必要な人員及び物資
第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資					
第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な <u>輸送施設の応急復旧</u> 、交通規制等に必要な人員及び物資					

第6章 二次災害の防止

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																										
地-61	<p>第1節 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td rowspan="2">都 市 建 設 局 (まちづくり推 進部)</td> <td>★</td> <td>建築物の応急危険度判定(災害対策 拠点施設)に関すること。</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>建築物の応急危険度判定の総括(一 般住宅等)に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本 部 事 務 局 市 長 公 室</td> <td rowspan="2">●</td> <td rowspan="2">応急危険度判定の広報に関するこ と。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	都 市 建 設 局 (まちづくり推 進部)	★	建築物の応急危険度判定(災害対策 拠点施設)に関すること。	●	建築物の応急危険度判定の総括(一 般住宅等)に関すること。	本 部 事 務 局 市 長 公 室	●	応急危険度判定の広報に関するこ と。	<p>第1節 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td rowspan="2">都 市 建 設 局 (まちづくり推 進部)</td> <td>★</td> <td>建築物の応急危険度判定(災害対策 活動拠点等)に関すること。</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>建築物の応急危険度判定の総括(一 般住宅等)に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本 部 事 務 局 市 長 公 室</td> <td rowspan="2">●</td> <td rowspan="2">応急危険度判定の広報に関するこ と。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	都 市 建 設 局 (まちづくり推 進部)	★	建築物の応急危険度判定(災害対策 活動拠点等)に関すること。	●	建築物の応急危険度判定の総括(一 般住宅等)に関すること。	本 部 事 務 局 市 長 公 室	●	応急危険度判定の広報に関するこ と。
	担 当 部 署	時期	項 目																									
市 担 当	都 市 建 設 局 (まちづくり推 進部)	★	建築物の応急危険度判定(災害対策 拠点施設)に関すること。																									
		●	建築物の応急危険度判定の総括(一 般住宅等)に関すること。																									
	本 部 事 務 局 市 長 公 室	●	応急危険度判定の広報に関するこ と。																									
					担 当 部 署	時期	項 目																					
市 担 当	都 市 建 設 局 (まちづくり推 進部)	★	建築物の応急危険度判定(災害対策 活動拠点等)に関すること。																									
		●	建築物の応急危険度判定の総括(一 般住宅等)に関すること。																									
	本 部 事 務 局 市 長 公 室	●	応急危険度判定の広報に関するこ と。																									
				地-61	<p>3 市の活動</p> <p>都市建設局は、地震発生後、建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討する。その結果に基づき、本部長が応急危険度判定の実施を必要と認めた場合は、都市建設局内に震災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。</p>	<p>3 市の活動</p> <p>都市建設局は、地震発生後、建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討する。その結果に基づき、本部長が応急危険度判定の実施を必要と認めた場合は、都市建設局内に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。</p>																						
地-62	<p>5 応急危険度判定の方法</p> <p>(3) 判定作業の広報</p> <p>エ 判定作業の実施区域と実施機関</p>	<p>5 応急危険度判定の方法</p> <p>(3) 判定作業の広報</p> <p>エ 判定作業の実施区域と実施期間</p>																										
地-62	<p>6 応急危険度判定の実施</p> <p>(1) 被災建築物の判定の優先順位</p> <p>ア 第一優先判定建築物</p> <p>市役所、区役所、まちづくりセンター、消防署、学校、公民館、清掃施設、市営斎場、医療機関等の災害対策拠点施設</p> <p>イ 第二優先判定建築物</p> <p>住宅等上記以外の施設</p>	<p>6 応急危険度判定の実施</p> <p>(1) 被災建築物の判定の優先順位</p> <p>ア 第一優先判定建築物</p> <p><u>市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、消防指令センター、消防署所、まちづくりセンター、公民館等の災害対策活動拠点及び学校、清掃施設、市営斎場、医療機関等の災害対策上重要となる施設</u></p> <p>イ 第二優先判定建築物</p> <p>住宅等上記以外の施設</p>																										

第7章 避難所の運営

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
地-66	4 避難所の開設 (2) 避難所の開設 イ 開設の判断 本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設する。	4 避難所の開設 (2) 避難所の開設 イ 開設の判断 本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設する。 <u>なお、避難所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。</u>
地-67	6 避難所の運営に関する視点 タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。	6 避難所の運営に関する視点 タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。 <u>チ 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO等の外部支援者と情報交換を行う。</u>

第8章 被災生活支援

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																						
地-72	第2節 食料供給対策 2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">担 当 部 署</th> <th style="width: 10%;">時 期</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">関 係 機 関</td> <td style="text-align: center;">日 本 通 運 (株)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">食料品の輸送・配送の 協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐 川 急 便 (株)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西 濃 運 輸 (株)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(一社) 神奈川県トラ ック 協 会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関 係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送の 協力に関すること。	佐 川 急 便 (株)	西 濃 運 輸 (株)	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会	第2節 食料供給対策 2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">担 当 部 署</th> <th style="width: 10%;">時 期</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">関 係 機 関</td> <td style="text-align: center;">日 本 通 運 (株)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">食料品の輸送・配送の 協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐 川 急 便 (株)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西 濃 運 輸 (株)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(一社) 神奈川県トラ ック 協 会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関 係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送の 協力に関すること。	佐 川 急 便 (株)	西 濃 運 輸 (株)	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会
	担 当 部 署	時 期	項 目																					
関 係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送の 協力に関すること。																					
	佐 川 急 便 (株)																							
	西 濃 運 輸 (株)																							
	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会																							
	担 当 部 署	時 期	項 目																					
関 係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送の 協力に関すること。																					
	佐 川 急 便 (株)																							
	西 濃 運 輸 (株)																							
	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会																							

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																								
			<u>日本G L P（株）</u>	- <u>食料品の受入れ協力に関すること。</u>																						
地-75	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="286 608 1111 978"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">関係 機関</td> <td>日 本 通 運 (株)</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐 川 急 便 (株)</td> </tr> <tr> <td>西 濃 運 輸 (株)</td> </tr> <tr> <td>(一社) 神奈川県トラ ック 協 会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関係 機関	日 本 通 運 (株)	-	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。	佐 川 急 便 (株)	西 濃 運 輸 (株)	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1274 608 2098 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">関係 機関</td> <td>日 本 通 運 (株)</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐 川 急 便 (株)</td> </tr> <tr> <td>西 濃 運 輸 (株)</td> </tr> <tr> <td>(一社) 神奈川県トラ ック 協 会</td> </tr> <tr> <td><u>日本G L P（株）</u></td> <td><u>生活必需物資の受入れ協 力に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関係 機関	日 本 通 運 (株)	-	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。	佐 川 急 便 (株)	西 濃 運 輸 (株)	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会	<u>日本G L P（株）</u>	<u>生活必需物資の受入れ協 力に関すること。</u>
	担 当 部 署	時 期	項 目																							
関係 機関	日 本 通 運 (株)	-	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。																							
	佐 川 急 便 (株)																									
	西 濃 運 輸 (株)																									
	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会																									
	担 当 部 署	時 期	項 目																							
関係 機関	日 本 通 運 (株)	-	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。																							
	佐 川 急 便 (株)																									
	西 濃 運 輸 (株)																									
	(一社) 神奈川県トラ ック 協 会																									
	<u>日本G L P（株）</u>			<u>生活必需物資の受入れ協 力に関すること。</u>																						

第13章 応急住宅対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
地-88	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 (2) 入居者の募集、受付及び選定 都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。</p> <p>イ 応募の受付窓口 受付窓口は、市本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に設ける。</p> <p>オ 入居者決定の周知 原則として、市本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。</p>	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 (2) 入居者の募集、受付及び選定 都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。</p> <p>イ 応募の受付窓口 受付窓口は、<u>市役所本庁舎</u>、区役所、まちづくりセンター、避難所<u>など</u>、被災者の利便を考慮した場所に設ける。</p> <p>オ 入居者決定の周知 原則として、<u>市役所本庁舎</u>、区役所、まちづくりセンター、避難所<u>など</u>、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。</p>

第14章 災害時要援護者支援

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																									
地-91	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td>健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)</td> <td rowspan="3">★</td> <td rowspan="3">災害時要援護者支援対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">外国人支援体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>災害時要援護者への各種支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	★	災害時要援護者支援対策に関すること。	こども・若者未来局	区 本 部	市 民 局	★	外国人支援体制に関すること。	区 本 部		関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市 担 当</td> <td><u>健康福祉局</u></td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">災害時要援護者支援対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">外国人支援体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>災害時要援護者への各種支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td>●</td> <td>災害相談窓口の設置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係</td> <td>神 奈 川 県</td> <td>—</td> <td>災害時要援護者への各</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	<u>健康福祉局</u>	★	災害時要援護者支援対策に関すること。	こども・若者未来局	区 本 部	★	外国人支援体制に関すること。	市 民 局	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援に関すること。	区 本 部	●	災害相談窓口の設置に関すること。	関 係	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各
	担 当 部 署	時 期	項 目																																								
市 担 当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	★	災害時要援護者支援対策に関すること。																																								
	こども・若者未来局																																										
	区 本 部																																										
	市 民 局	★	外国人支援体制に関すること。																																								
区 本 部																																											
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援に関すること。																																								
	担 当 部 署	時 期	項 目																																								
市 担 当	<u>健康福祉局</u>	★	災害時要援護者支援対策に関すること。																																								
	こども・若者未来局																																										
	区 本 部	★	外国人支援体制に関すること。																																								
	市 民 局																																										
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援に関すること。																																								
区 本 部	●	災害相談窓口の設置に関すること。																																									
関 係	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各																																								

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）				修正案				
		区 本 部	●	災害相談窓口の設置に関すること。		機 関	関 係 福 祉 団 体		種支援に関すること。
	関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支援に関すること。					
地-92	6 情報提供・相談サービス (2) 相談サービス ウ 市民局は、さがみはら国際交流ラウンジ運営機構との災害時の協力に関する協定に基づき、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。				6 情報提供・相談サービス (2) 相談サービス ウ <u>市民局は、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。</u>				

第15章 災害ボランティア対策

頁	現 行（令和4年6月修正）				修正案				
地-93	2 実施主体				2 実施主体				
		担 当 部 署	時 期	項 目		担 当 部 署	時 期	項 目	
	関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。	関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。	
		相模原災害ボランティアネットワーク				相模原災害ボランティアネットワーク			
		さがみはら国際交流ラウンジ	—	外国人に対するボランティア活動に関すること。			削除		
		(公社) 相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、			(公社) 相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(公社) 津久井青年 会 議 所</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">物資の調達・仕分輸送、 人的支援に関すること。</td> </tr> </table>		(公社) 津久井青年 会 議 所		物資の調達・仕分輸送、 人的支援に関すること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(公社) 津久井青年 会 議 所</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">物資の調達・仕分輸送、 人的支援に関すること。</td> </tr> </table>		(公社) 津久井青年 会 議 所		物資の調達・仕分輸送、 人的支援に関すること。
	(公社) 津久井青年 会 議 所		物資の調達・仕分輸送、 人的支援に関すること。							
	(公社) 津久井青年 会 議 所		物資の調達・仕分輸送、 人的支援に関すること。							
地-93	<p>3 災害ボランティアセンターの活動支援</p> <p>健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動拠点施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</p>	<p>3 災害ボランティアセンターの活動支援</p> <p>健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、<u>活動の拠点となる施設</u>の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</p>								
地-93	<p>4 ボランティアの受入れ・支援</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター</p> <p>オ (公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害救援ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p> <p>(2) 専門ボランティア対応窓口</p> <p>専門ボランティアの窓口担当局は、対応窓口を設置し、医療や被災建築物の応急危険度判定など専門領域での活動が期待される専門ボランティアを受入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。</p> <p>(3) 防災センター</p> <p>さがみはら国際交流ラウンジは、協定に基づき、防災センターを設置し、日本語の理解が困難な外国人に対する専門ボランティアを受入れ、外国人相談窓口の設置や通訳派遣など、外国人への支援活動を行う。</p>	<p>4 ボランティアの受入れ・支援</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター</p> <p>オ (公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や<u>災害ボランティア活動支援</u>に関する情報等の収集及び提供や、<u>災害ボランティア活動支援物資等</u>の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p> <p>(2) 専門ボランティア対応窓口</p> <p>専門ボランティアの窓口担当局は、<u>対応窓口を設置し、専門分野</u>での活動が期待される専門ボランティアを受入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。</p> <p style="color: red;">削除</p>								

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>(4) ボランティアの募集等 本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。</p>	<p>(3) ボランティアの募集等 本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。</p>

第16章 都市機能等応急対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																	
地-104	<p>第5節 下水道施設の応急対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>★</td> <td>下水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関 係 機 関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>下水道施設の応急対策支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">下水道施設の応急対策への協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>相模原市津久井地区建設業連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。	関 係 機 関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	<p>第5節 下水道施設の応急対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>★</td> <td>下水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関 係 機 関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>下水道施設の応急対策支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">下水道施設の応急対策への協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>相模原市津久井地区建設業連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本下水道管路管理業協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。	関 係 機 関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
	担 当 部 署	時 期	項 目																																
市 担 当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。																																
関 係 機 関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。																																
	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。																																
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会																																		
	担 当 部 署	時 期	項 目																																
市 担 当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。																																
関 係 機 関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。																																
	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。																																
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会																																		
	公益社団法人日本下水道管路管理業協会																																		

第17章 文教・保育対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
地-118	4 災害対応 （1）教育局の災害対応 カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局各部の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。	4 災害対応 （1）教育局の災害対応 カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局 <u>内</u> の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。
地-119	4 災害対応 （3）所管施設における災害対応 ウ 災害時活用施設として位置付けられるの施設管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設を運営する。	4 災害対応 （3）所管施設における災害対応 ウ 災害時活用施設として位置付けられる <u>施設の管理者</u> は、市災害対策本部の指示に従い、施設を運営する。

第3章 巨大地震警戒時の措置に関する事項

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																																																																					
地-134	第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報 2 実施主体	第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報 2 実施主体																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市担当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>—</td> <td>災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>—</td> <td rowspan="2">災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>—</td> <td>広報広聴活動への応援協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関 係 機 関</td> <td>(株)エフエムさがみ</td> <td rowspan="5">—</td> <td rowspan="5">関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイコム湘南・神奈川</td> </tr> <tr> <td>相模原市印刷広告協同組合</td> </tr> <tr> <td>さがみはら国際交流ラウンジ</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	本 部 事 務 局	—	情報通信システムの活用に関すること。	市 長 公 室	市 長 公 室	—	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。	市 長 公 室	—	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。	区 本 部	市 民 局	消 防 局	—	災害広報に関すること。	消 防 団	関 係 各 局	—	広報広聴活動への応援協力に関すること。	関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。	(株)ジェイコム湘南・神奈川	相模原市印刷広告協同組合	さがみはら国際交流ラウンジ	その他の防災関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>—</td> <td>災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> </tr> <tr> <td><u>市 長 公 室</u></td> <td rowspan="3">二</td> <td rowspan="3"><u>災害時要援護者への配慮に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>市 民 局</u></td> </tr> <tr> <td><u>健 康 福 祉 局</u></td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>—</td> <td rowspan="2">災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>—</td> <td>広報広聴活動への応援協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関 係 機 関</td> <td>(株)エフエムさがみ</td> <td rowspan="5">—</td> <td rowspan="5">関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイコム湘南・神奈川</td> </tr> <tr> <td>相模原市印刷広告協同組合</td> </tr> <tr> <td><u>削 除</u></td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	—	情報通信システムの活用に関すること。	市 長 公 室	市 長 公 室	—	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。	市 長 公 室	—	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。	区 本 部	市 民 局	<u>市 長 公 室</u>	二	<u>災害時要援護者への配慮に関すること。</u>	<u>市 民 局</u>	<u>健 康 福 祉 局</u>	消 防 局	—	災害広報に関すること。	消 防 団	関 係 各 局	—	広報広聴活動への応援協力に関すること。	関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。	(株)ジェイコム湘南・神奈川	相模原市印刷広告協同組合	<u>削 除</u>	その他の防災関係機関
	担 当 部 署	時期	項 目																																																																				
市担当	本 部 事 務 局	—	情報通信システムの活用に関すること。																																																																				
	市 長 公 室																																																																						
	市 長 公 室	—	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。																																																																				
	市 長 公 室	—	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。																																																																				
	区 本 部																																																																						
	市 民 局																																																																						
	消 防 局	—	災害広報に関すること。																																																																				
	消 防 団																																																																						
関 係 各 局	—	広報広聴活動への応援協力に関すること。																																																																					
関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。																																																																				
	(株)ジェイコム湘南・神奈川																																																																						
	相模原市印刷広告協同組合																																																																						
	さがみはら国際交流ラウンジ																																																																						
	その他の防災関係機関																																																																						
	担 当 部 署	時期	項 目																																																																				
市 担 当	本 部 事 務 局	—	情報通信システムの活用に関すること。																																																																				
	市 長 公 室																																																																						
	市 長 公 室	—	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。																																																																				
	市 長 公 室	—	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。																																																																				
	区 本 部																																																																						
	市 民 局																																																																						
	<u>市 長 公 室</u>	二	<u>災害時要援護者への配慮に関すること。</u>																																																																				
	<u>市 民 局</u>																																																																						
	<u>健 康 福 祉 局</u>																																																																						
	消 防 局	—	災害広報に関すること。																																																																				
消 防 団																																																																							
関 係 各 局	—	広報広聴活動への応援協力に関すること。																																																																					
関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。																																																																				
	(株)ジェイコム湘南・神奈川																																																																						
	相模原市印刷広告協同組合																																																																						
	<u>削 除</u>																																																																						
	その他の防災関係機関																																																																						

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和4年6月修正)	修正案																																		
地-141	<p>第6節 警備対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="284 355 1122 662"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関 係 各 局</td> <td>—</td> <td>関連する応急対策活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>警 察 署</td> <td>—</td> <td>警備活動による治安の維持等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	市 民 局	—	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。	区 役 所		関 係 各 局	—	関連する応急対策活動に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	—	警備活動による治安の維持等に関すること。	<p>第6節 警備対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1272 355 2110 662"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>区 本 部</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>関 係 各 局</td> <td>—</td> <td>関連する応急対策活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>警 察 署</td> <td>—</td> <td>警備活動による治安の維持等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	市 民 局	—	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。	<u>区 本 部</u>		関 係 各 局	—	関連する応急対策活動に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	—	警備活動による治安の維持等に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																																	
市 担 当	市 民 局	—	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。																																	
	区 役 所																																			
	関 係 各 局	—	関連する応急対策活動に関すること。																																	
関 係 機 関	警 察 署	—	警備活動による治安の維持等に関すること。																																	
	担 当 部 署	時 期	項 目																																	
市 担 当	市 民 局	—	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。																																	
	<u>区 本 部</u>																																			
	関 係 各 局	—	関連する応急対策活動に関すること。																																	
関 係 機 関	警 察 署	—	警備活動による治安の維持等に関すること。																																	

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
風-3	<p>第1節 組織体制</p> <p>5 市災害対策本部の組織</p> <p>＜市災害対策本部組織概要図＞</p> <p>議会・行政委員会部</p> <p>（議会局・行政委員会）</p>	<p>第1節 組織体制</p> <p>5 市災害対策本部の組織</p> <p>＜市災害対策本部組織概要図＞</p> <p><u>議会部（議会局）</u></p> <p><u>行政委員会部（行政委員会事務局）</u></p>
風-4	<p>6 区本部の設置</p> <p>本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。</p> <p>区本部は区役所及び区域内の出先機関（土木事務所を除く）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。</p> <p>また、管内の避難所等及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した公民館等、防災対策上拠点となる施設の職員を区本部付として指揮し、それらの拠点を統制する。</p>	<p>6 区本部の設置</p> <p>本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。</p> <p>区本部は区役所及び区域内の出先機関（土木事務所を除く）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。</p> <p>また、管内の避難所等及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した<u>施設の職員を指揮し、それらの施設を統制する。</u></p>
風-8	<p>9 活動要員への支援体制</p> <p>総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。</p> <p>（2）市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。</p>	<p>9 活動要員への支援体制</p> <p>総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。</p> <p>（2）市役所本庁舎、<u>合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所</u>等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。</p>
風-8	<p>1 1 広域応援による活動要員の確保</p> <p>（3）本部長は、消火、救出救助、保健医療救護、道路啓開、応急危険度判定等、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。</p>	<p>1 1 広域応援による活動要員の確保</p> <p>（3）本部長は、消火、救出救助、保健医療救護、<u>道路啓開など</u>、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																																																				
風-10	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>4 警戒レベルを用いた防災気象情報等の提供</p> <p><居住者等がとるべき行動を促す情報と警戒レベル相当情報の関係></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">居住者等がとるべき行動を促す情報</th> <th colspan="2">警戒レベル相当情報</th> </tr> <tr> <th>洪水に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</td> <td>○氾濫注意情報 ○洪水キキクル^(※1) (注意・黄)</td> <td>○土砂キキクル^(※2) (注意・黄)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難 (市が発令)</td> <td>○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル^(※1) (警戒・赤)</td> <td>○大雨警報(土砂災害) ○土砂キキクル^(※2) (警戒・赤)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示 (市が発令)</td> <td>○氾濫危険情報 ○洪水キキクル^(※1) (非常に危険・うす紫)</td> <td>○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル^(※2) (非常に危険・うす紫)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>緊急安全確保 (市が発令)</td> <td>○氾濫発生情報 ○大雨特別警報 (浸水害)</td> <td>○大雨特別警報(土砂災害) ^(※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 洪水警報の危険度分布 (※2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (※3) 大雨特別警報(土砂災害)が発表された際には、「土砂キキクル(極めて危険・濃い紫)」を警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。</p>	警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報	警戒レベル相当情報		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—	警戒レベル2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^(※1) (注意・黄)	○土砂キキクル ^(※2) (注意・黄)	警戒レベル3	高齢者等避難 (市が発令)	○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル ^(※1) (警戒・赤)	○大雨警報(土砂災害) ○土砂キキクル ^(※2) (警戒・赤)	警戒レベル4	避難指示 (市が発令)	○氾濫危険情報 ○洪水キキクル ^(※1) (非常に危険・うす紫)	○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル ^(※2) (非常に危険・うす紫)	警戒レベル5	緊急安全確保 (市が発令)	○氾濫発生情報 ○大雨特別警報 (浸水害)	○大雨特別警報(土砂災害) ^(※3)	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>4 警戒レベルを用いた防災気象情報等の提供</p> <p><居住者等がとるべき行動を促す情報と警戒レベル相当情報の関係></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">居住者等がとるべき行動を促す情報</th> <th colspan="2">警戒レベル相当情報</th> </tr> <tr> <th>洪水に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td>大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</td> <td>○氾濫注意情報 ○洪水キキクル^(※1) (注意・黄)</td> <td>○土砂キキクル^(※2) (注意・黄)</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td>高齢者等避難 (市が発令)</td> <td>○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル (警戒・赤)</td> <td>○大雨警報(土砂災害) ○土砂キキクル(警戒・赤)</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>避難指示 (市が発令)</td> <td>○氾濫危険情報 <u>○洪水キキクル</u> <u>(危険・紫)</u></td> <td>○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル <u>(危険・紫)</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>緊急安全確保 (市が発令)</td> <td>○氾濫発生情報 ○大雨特別警報 (浸水害) <u>○洪水キキクル</u> <u>(災害切迫・黒)</u> <u>○浸水キキクル^(※3)</u> <u>(災害切迫・黒)</u></td> <td>○大雨特別警報(土砂災害) <u>○土砂キキクル(災害切迫・黒)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 洪水警報の危険度分布(「<u>5 注意報、警報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報</u>」風-1 2参照) (※2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(「<u>5 注意報、警報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報</u>」風-1 2参照) (※3) 大雨警報(浸水害)の危険度分布(「<u>5 注意報、警報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報</u>」風-1 2参照)</p>	警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報	警戒レベル相当情報		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	<u>1</u>	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—	<u>2</u>	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^(※1) (注意・黄)	○土砂キキクル ^(※2) (注意・黄)	<u>3</u>	高齢者等避難 (市が発令)	○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル (警戒・赤)	○大雨警報(土砂災害) ○土砂キキクル(警戒・赤)	<u>4</u>	避難指示 (市が発令)	○氾濫危険情報 <u>○洪水キキクル</u> <u>(危険・紫)</u>	○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル <u>(危険・紫)</u>	<u>5</u>	緊急安全確保 (市が発令)	○氾濫発生情報 ○大雨特別警報 (浸水害) <u>○洪水キキクル</u> <u>(災害切迫・黒)</u> <u>○浸水キキクル^(※3)</u> <u>(災害切迫・黒)</u>	○大雨特別警報(土砂災害) <u>○土砂キキクル(災害切迫・黒)</u>
警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報			警戒レベル相当情報																																																		
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報																																																			
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—																																																			
警戒レベル2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^(※1) (注意・黄)	○土砂キキクル ^(※2) (注意・黄)																																																			
警戒レベル3	高齢者等避難 (市が発令)	○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル ^(※1) (警戒・赤)	○大雨警報(土砂災害) ○土砂キキクル ^(※2) (警戒・赤)																																																			
警戒レベル4	避難指示 (市が発令)	○氾濫危険情報 ○洪水キキクル ^(※1) (非常に危険・うす紫)	○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル ^(※2) (非常に危険・うす紫)																																																			
警戒レベル5	緊急安全確保 (市が発令)	○氾濫発生情報 ○大雨特別警報 (浸水害)	○大雨特別警報(土砂災害) ^(※3)																																																			
警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																				
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報																																																			
<u>1</u>	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—																																																			
<u>2</u>	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^(※1) (注意・黄)	○土砂キキクル ^(※2) (注意・黄)																																																			
<u>3</u>	高齢者等避難 (市が発令)	○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル (警戒・赤)	○大雨警報(土砂災害) ○土砂キキクル(警戒・赤)																																																			
<u>4</u>	避難指示 (市が発令)	○氾濫危険情報 <u>○洪水キキクル</u> <u>(危険・紫)</u>	○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル <u>(危険・紫)</u>																																																			
<u>5</u>	緊急安全確保 (市が発令)	○氾濫発生情報 ○大雨特別警報 (浸水害) <u>○洪水キキクル</u> <u>(災害切迫・黒)</u> <u>○浸水キキクル^(※3)</u> <u>(災害切迫・黒)</u>	○大雨特別警報(土砂災害) <u>○土砂キキクル(災害切迫・黒)</u>																																																			

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																						
風-10	<p>5 注意報、警報等の種類、発表基準等</p> <p>(1) 注意報、警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="286 355 1120 533"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大 雨</td> <td>表面雨量指数基準^(※1)</td> <td>12 以上</td> <td>19 以上</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準^(※2)</td> <td>81 以上</td> <td>109 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《令和2年8月6日現在》</p>	種 類	基準要素	注意報	警報	大 雨	表面雨量指数基準 ^(※1)	12 以上	19 以上	土壌雨量指数基準 ^(※2)	81 以上	109 以上	<p>5 注意報、警報等の種類、発表基準等</p> <p>(1) 注意報、警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1272 355 2105 533"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大 雨</td> <td>表面雨量指数基準^(※1)</td> <td>12 以上</td> <td>19 以上</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準^(※2)</td> <td><u>85</u> 以上</td> <td><u>129</u> 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>《<u>出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）</u>（令和4年11月24日）》</p>	種 類	基準要素	注意報	警報	大 雨	表面雨量指数基準 ^(※1)	12 以上	19 以上	土壌雨量指数基準 ^(※2)	<u>85</u> 以上	<u>129</u> 以上
種 類	基準要素	注意報	警報																					
大 雨	表面雨量指数基準 ^(※1)	12 以上	19 以上																					
	土壌雨量指数基準 ^(※2)	81 以上	109 以上																					
種 類	基準要素	注意報	警報																					
大 雨	表面雨量指数基準 ^(※1)	12 以上	19 以上																					
	土壌雨量指数基準 ^(※2)	<u>85</u> 以上	<u>129</u> 以上																					

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																				
	<p>(2) 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 304 465 352">種 類</th> <th data-bbox="465 304 1155 352">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 352 465 1193">大 雨</td> <td data-bbox="465 352 1155 1193"> <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 次のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村に発表する。 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに50格子以上まとまって出現。 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに10格子以上まとまって出現。 〔相模原市の50年に一度の値〕 ○48時間降水量：556mm ○3時間降水量：171mm ○土壌雨量指数：304</p> <p>《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1193 465 1257">暴 風</td> <td data-bbox="465 1193 1155 1257">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1257 465 1374">暴 風 雪</td> <td data-bbox="465 1257 1155 1374">暴風が吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1374 465 1430">大 雪</td> <td data-bbox="465 1374 1155 1430">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	大 雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 次のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村に発表する。 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに50格子以上まとまって出現。 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに10格子以上まとまって出現。 〔相模原市の50年に一度の値〕 ○48時間降水量：556mm ○3時間降水量：171mm ○土壌雨量指数：304</p> <p>《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</p>	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴 風 雪	暴風が吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>(2) 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 304 1429 352">種 類</th> <th data-bbox="1429 304 2125 352">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 352 1429 1161">大 雨</td> <td data-bbox="1429 352 2125 1161"> <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</p> <p>《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1161 1429 1225">暴 風</td> <td data-bbox="1429 1161 2125 1225">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1225 1429 1310">暴 風 雪</td> <td data-bbox="1429 1225 2125 1310">暴風が吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1310 1429 1366">大 雪</td> <td data-bbox="1429 1310 2125 1366">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	大 雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</p> <p>《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</p>	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴 風 雪	暴風が吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
種 類	発表基準																					
大 雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 次のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村に発表する。 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに50格子以上まとまって出現。 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに10格子以上まとまって出現。 〔相模原市の50年に一度の値〕 ○48時間降水量：556mm ○3時間降水量：171mm ○土壌雨量指数：304</p> <p>《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</p>																					
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により																					
暴 風 雪	暴風が吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																					
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																					
種 類	発表基準																					
大 雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</p> <p>《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</p>																					
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により																					
暴 風 雪	暴風が吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																					
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																					

《令和4年6月30日現在》

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p style="text-align: center;">《令和3年3月25日現在》</p> <p>（注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p>	<p>（注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p>
風-12	<p>（4）防災気象情報</p> <p>台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときに、必要に応じて住民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、防災の留意点等をまとめて発表する情報。</p> <p>イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</p> <p>全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現</p>	<p>（4）防災気象情報</p> <p>台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときに、必要に応じて住民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、防災の留意点等をまとめて発表する情報。</p> <p>イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</p> <p>全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。</p> <p><u>また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から地方予報区単位等（例：関東甲信地方）で呼びかけを行う。</u></p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に、キキクルの「<u>危険</u>」（紫）が出現し、かつ数</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																				
	<p>し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量が100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに気象庁から発表する。</p> <p>エ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表する。情報の有効期間は発表から約1時間で、引き続き注意すべき状況が続く場合には再度発表する。 本市は、神奈川県西部に含まれる。</p> <p>オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かり、土砂災害、浸水害、洪水の危険度の高まりを面的に確認できる情報。</p> <p style="text-align: center;">＜キキクル等の種類と概要＞</p> <table border="1" data-bbox="226 940 1167 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 940 427 979">種 類</th> <th colspan="2" data-bbox="427 940 1167 979">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 979 427 1430" rowspan="3">土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）</td> <td colspan="2" data-bbox="427 979 1167 1230">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1230 685 1390">「注意」 （黄）</td> <td data-bbox="685 1230 1167 1390">ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1390 685 1430">「警戒」</td> <td data-bbox="685 1390 1167 1430">高齢者等は危険な場所からの避難が</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要		土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。		「注意」 （黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	「警戒」	高齢者等は危険な場所からの避難が	<p>年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量が100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに気象庁から発表する。</p> <p>エ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表する。情報の有効期間は発表から約1時間で、引き続き注意すべき状況が続く場合には再度発表する。 <u>なお</u>、本市は、神奈川県西部に含まれる。</p> <p>オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かり、土砂災害、浸水害、洪水の危険度の高まりを面的に確認できる情報。</p> <p style="text-align: center;">＜キキクル等の種類と概要＞</p> <table border="1" data-bbox="1211 940 2152 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 940 1413 979">種 類</th> <th colspan="2" data-bbox="1413 940 2152 979">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 979 1413 1430" rowspan="3">土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）</td> <td colspan="2" data-bbox="1413 979 2152 1230">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1413 1230 1671 1390">「注意」 （黄）</td> <td data-bbox="1671 1230 2152 1390">ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1413 1390 1671 1430">「警戒」</td> <td data-bbox="1671 1390 2152 1430">高齢者等は危険な場所からの避難が</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要		土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。		「注意」 （黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	「警戒」	高齢者等は危険な場所からの避難が
種 類	概 要																					
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
	「注意」 （黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
	「警戒」	高齢者等は危険な場所からの避難が																				
種 類	概 要																					
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
	「注意」 （黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
	「警戒」	高齢者等は危険な場所からの避難が																				

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）		修正案			
		(赤)	必要とされる警戒レベル3に相当。		(赤)	必要とされる警戒レベル3に相当。
		「非常に危険」 (うす紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		<u>「危険」 (紫)</u>	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
		「極めて危険」 (濃い紫)	警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。		<u>「災害切迫」 (黒)</u>	<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。		浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>なお、浸水キキクルにおける「注意」(黄)、「警戒」(赤)、「危険」(紫)については、相当する警戒レベルは設定されていない。</u>	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。		洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
		「注意」 (黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		<u>「災害切迫」 (黒)</u>	<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>
		「警戒」 (赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。			
		「非常に危険」(うす紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。			
		「極めて危険」 (濃い紫)	警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。			
流域雨量指		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知				

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）				修正案			
	数の予測値	河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。				(赤)	必要とされる警戒レベル3に相当。	
					<u>「危険」(紫)</u>	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
					<u>「災害切迫」(黒)</u>	<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>		
					流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。		
風-16	第4節 土砂災害警戒情報				第4節 土砂災害警戒情報			
		担当部署	時期	項目		担当部署	時期	項目
	市担当	本部事務局 (危機管理局)	★	土砂災害警戒情報等の収集、伝達に関する事	市担当	本部事務局 (危機管理局)	★	土砂災害警戒情報等の収集、伝達に関する事
		健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	★	要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報等の伝達に関する事		<u>健康福祉局</u>	★	要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報等の伝達に関する事
		こども・若者未来局 教育局(学校教育部)				こども・若者未来局 教育局(学校教育部)		
	関係機関	横浜地方気象台	-	土砂災害警戒情報の発表に関する事	関係機関	横浜地方気象台	-	土砂災害警戒情報の発表に関する事
		神奈川県	-			神奈川県	-	
		その他の防災関係機関	-	土砂災害警戒情報等の伝達に関する事		その他の防災関係機関	-	土砂災害警戒情報等の伝達に関する事

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																																
風-18	<p>第5節 洪水予報等</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="257 351 1052 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担 当</td> <td>本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">洪水予報等の収集、 伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局 （ 地 域 包 括 ケ ア 推 進 部、生活福祉部、保健 衛 生 部 ）</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">要配慮者利用施設へ の洪水予報等の伝達 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>教 育 局（学校教 育 部 ）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関 係 機 関</td> <td>横 浜 地 方 気 象 台</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">洪水予報等の発表に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>神 奈 川 県</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機 関</td> <td>—</td> <td>洪水予報等の伝達に 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）	★	洪水予報等の収集、 伝達に関すること。	消 防 局	健 康 福 祉 局 （ 地 域 包 括 ケ ア 推 進 部、生活福祉部、保健 衛 生 部 ）	★	要配慮者利用施設へ の洪水予報等の伝達 に関すること。	こども・若者未来局	教 育 局（学校教 育 部 ）			関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	洪水予報等の発表に 関すること。	神 奈 川 県	その他の防災関係機 関	—	洪水予報等の伝達に 関すること。	<p>第5節 洪水予報等</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1243 335 2038 869"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担 当</td> <td>本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">洪水予報等の収集、 伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">要配慮者利用施設へ の洪水予報等の伝達 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>教 育 局（学校教 育 部 ）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関 係 機 関</td> <td>横 浜 地 方 気 象 台</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">洪水予報等の発表に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>神 奈 川 県</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機 関</td> <td>—</td> <td>洪水予報等の伝達に 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）	★	洪水予報等の収集、 伝達に関すること。	消 防 局	健 康 福 祉 局	★	要配慮者利用施設へ の洪水予報等の伝達 に関すること。	こども・若者未来局	教 育 局（学校教 育 部 ）			関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	洪水予報等の発表に 関すること。	神 奈 川 県	その他の防災関係機 関	—	洪水予報等の伝達に 関すること。
	担 当 部 署	時期	項 目																																															
市担 当	本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）	★	洪水予報等の収集、 伝達に関すること。																																															
	消 防 局																																																	
	健 康 福 祉 局 （ 地 域 包 括 ケ ア 推 進 部、生活福祉部、保健 衛 生 部 ）	★	要配慮者利用施設へ の洪水予報等の伝達 に関すること。																																															
	こども・若者未来局																																																	
教 育 局（学校教 育 部 ）																																																		
関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	洪水予報等の発表に 関すること。																																															
	神 奈 川 県																																																	
	その他の防災関係機 関	—	洪水予報等の伝達に 関すること。																																															
	担 当 部 署	時期	項 目																																															
市担 当	本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）	★	洪水予報等の収集、 伝達に関すること。																																															
	消 防 局																																																	
	健 康 福 祉 局	★	要配慮者利用施設へ の洪水予報等の伝達 に関すること。																																															
	こども・若者未来局																																																	
教 育 局（学校教 育 部 ）																																																		
関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	洪水予報等の発表に 関すること。																																															
	神 奈 川 県																																																	
	その他の防災関係機 関	—	洪水予報等の伝達に 関すること。																																															
風-18	<p>3 洪水予報等の種類、発表基準等</p> <table border="1" data-bbox="280 1013 1064 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>発表基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪 水 予 報</td> <td>氾濫注意情 報（警戒レ ベル2相当 情報）</td> <td>○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上でかつ避難判断水 位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇 が見込まれないとき</td> </tr> </tbody> </table>		種類	発表基準等	洪 水 予 報	氾濫注意情 報（警戒レ ベル2相当 情報）	○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上でかつ避難判断水 位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇 が見込まれないとき	<p>3 洪水予報等の種類、発表基準等</p> <table border="1" data-bbox="1243 1013 2060 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>発表基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪 水 予 報</td> <td>氾濫注意情 報（警戒レ ベル2相当情 報）</td> <td>○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水 位未満の状態が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇 が見込まれないとき</td> </tr> </tbody> </table>		種類	発表基準等	洪 水 予 報	氾濫注意情 報（警戒レ ベル2相当情 報）	○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水 位未満の 状態 が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇 が見込まれないとき																																				
	種類	発表基準等																																																
洪 水 予 報	氾濫注意情 報（警戒レ ベル2相当 情報）	○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上でかつ避難判断水 位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇 が見込まれないとき																																																
	種類	発表基準等																																																
洪 水 予 報	氾濫注意情 報（警戒レ ベル2相当情 報）	○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水 位未満の 状態 が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇 が見込まれないとき																																																

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）				修正案			
			氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ○避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 			氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ○避難判断水位を超える<u>状態</u>が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
			氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 			氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ○<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>
			氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき 			氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき
		水位到達情報	氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難判断水位に到達したとき 		水位到達情報	氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難判断水位に到達したとき
		水位到達情報	氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき 		水位到達情報	氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年6月修正)	修正案																																																																				
風-29	第8節 災害時の広報・広聴 2 実施主体	第8節 災害時の広報・広聴 2 実施主体																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">市担当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>★</td> <td>災害広報及び報道機関との連 絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">初期間い合わせ窓口の設置・ 対応、災害相談室の設置・運 用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>広報広聴活動への応援協力に 関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関 係 機 関</td> <td>(株) エフエムさが み</td> <td rowspan="5">—</td> <td rowspan="5">関連事項の広報活動及び相 互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>横浜エフエム放送 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) ジェイコム湘 南 ・ 神 奈 川</td> </tr> <tr> <td>相模原市印刷広告協 同 組 合</td> </tr> <tr> <td>さがみはら国際交流 ラ ウ ン ジ 防 災 関 係 機 関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関する こと。	市 長 公 室	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連 絡調整に関すること。	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・ 対応、災害相談室の設置・運 用に関すること。	区 本 部	消 防 局	★	災害広報に関すること。	消 防 団	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に 関すること。	関 係 機 関	(株) エフエムさが み	—	関連事項の広報活動及び相 互協力に関すること。	横浜エフエム放送 (株)	(株) ジェイコム湘 南 ・ 神 奈 川	相模原市印刷広告協 同 組 合	さがみはら国際交流 ラ ウ ン ジ 防 災 関 係 機 関	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市担当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>★</td> <td>災害広報及び報道機関との連 絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">初期間い合わせ窓口の設置・ 対応、災害相談室の設置・運 用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td rowspan="3">★</td> <td rowspan="3">災害時要援護者への配慮に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局</td> <td rowspan="3">★</td> <td rowspan="3">災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>広報広聴活動への応援協力に 関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関 係 機 関</td> <td>(株) エフエムさが み</td> <td rowspan="5">—</td> <td rowspan="5">関連事項の広報活動及び相 互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>横浜エフエム放送 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) ジェイコム湘 南 ・ 神 奈 川</td> </tr> <tr> <td>相模原市印刷広告協 同 組 合</td> </tr> <tr> <td>削 除 防 災 関 係 機 関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関する こと。	市 長 公 室	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連 絡調整に関すること。	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・ 対応、災害相談室の設置・運 用に関すること。	区 本 部	市 民 局	★	災害時要援護者への配慮に 関すること。	市 長 公 室	市 民 局	健 康 福 祉 局	★	災害広報に関すること。	消 防 局	消 防 団	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に 関すること。	関 係 機 関	(株) エフエムさが み	—	関連事項の広報活動及び相 互協力に関すること。	横浜エフエム放送 (株)	(株) ジェイコム湘 南 ・ 神 奈 川	相模原市印刷広告協 同 組 合	削 除 防 災 関 係 機 関
	担 当 部 署	時期	項 目																																																																			
市担当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関する こと。																																																																			
	市 長 公 室																																																																					
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連 絡調整に関すること。																																																																			
	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・ 対応、災害相談室の設置・運 用に関すること。																																																																			
	区 本 部																																																																					
	消 防 局	★	災害広報に関すること。																																																																			
	消 防 団																																																																					
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に 関すること。																																																																				
関 係 機 関	(株) エフエムさが み	—	関連事項の広報活動及び相 互協力に関すること。																																																																			
	横浜エフエム放送 (株)																																																																					
	(株) ジェイコム湘 南 ・ 神 奈 川																																																																					
	相模原市印刷広告協 同 組 合																																																																					
	さがみはら国際交流 ラ ウ ン ジ 防 災 関 係 機 関																																																																					
	担 当 部 署	時期	項 目																																																																			
市担当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関する こと。																																																																			
	市 長 公 室																																																																					
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連 絡調整に関すること。																																																																			
	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・ 対応、災害相談室の設置・運 用に関すること。																																																																			
	区 本 部																																																																					
	市 民 局	★	災害時要援護者への配慮に 関すること。																																																																			
	市 長 公 室																																																																					
	市 民 局																																																																					
	健 康 福 祉 局	★	災害広報に関すること。																																																																			
	消 防 局																																																																					
消 防 団																																																																						
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に 関すること。																																																																				
関 係 機 関	(株) エフエムさが み	—	関連事項の広報活動及び相 互協力に関すること。																																																																			
	横浜エフエム放送 (株)																																																																					
	(株) ジェイコム湘 南 ・ 神 奈 川																																																																					
	相模原市印刷広告協 同 組 合																																																																					
	削 除 防 災 関 係 機 関																																																																					

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
風-31	<p>5 広報の方法</p> <p>(1) 市民への広報</p> <p>ウ 情報システム及びインターネットの活用</p> <p>(ウ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者からの情報収集に努める。</p> <p>(エ) 市が発令する警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」、三井住友海上保険（株）が提供する「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。</p>	<p>5 広報の方法</p> <p>(1) 市民への広報</p> <p>ウ 情報システム及びインターネットの活用</p> <p><u>(ウ) 「さがみはら防災マップ」を活用し、避難所等の開設状況及び混雑状況に関する情報を提供する。</u></p> <p>(エ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者等からの情報収集に努める。</p> <p>(オ) 市が発令する警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」、三井住友海上保険（株）が提供する「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。</p>
風-32	<p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮</p> <p>(2) 外国人等への対応</p> <p>市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体（さがみはら国際交流ラウンジ運営機構）等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」（多言語ユニバーサル情報配信ツール）により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>	<p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮</p> <p>(2) 外国人等への対応</p> <p>市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、<u>外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣等を行う。</u>また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」（多言語ユニバーサル情報配信ツール）により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>
風-34	<p>第9節 応援要請</p> <p>1 基本方針</p> <p>他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。</p>	<p>第9節 応援要請</p> <p>1 基本方針</p> <p>他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、<u>相模原市災害受援計画及び各種応援協定に基づき、</u>迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																													
	<p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、相模原市災害受援計画及び各種応援協定により応援を求める。</p> <p>なお、要請基準は次のとおりである。</p> <p>(2) 応援要請の種別</p> <table border="1" data-bbox="275 691 1128 1425"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th> <th>要請の内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関の長・指定公共機関</td> <td>当該指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣要請</td> <td>災害対策基本法第29条第2項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県知事</td> <td>指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣のあっせん要請</td> <td>災害対策基本法第30条第1項</td> </tr> <tr> <td>他の地方公共団体・特定地方公共機関(※2)の職員の派遣のあっせん要請</td> <td>災害対策基本法第30条第2項</td> </tr> <tr> <td>応援の要求及び応急措置の実施要請</td> <td>災害対策基本法第68条第1項</td> </tr> <tr> <td>職員の派遣要求</td> <td>地方自治法(昭和22年</td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	要請の内容	根拠法令	指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項	県知事	指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項	他の地方公共団体・特定地方公共機関(※2)の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項	職員の派遣要求	地方自治法(昭和22年	<p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、<u>次の基準に基づき</u>応援を<u>要請する。</u></p> <p>(2) 応援要請の種別</p> <table border="1" data-bbox="1211 691 2069 1425"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th> <th>要請の内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県知事</td> <td><u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第68条第1項</u></td> </tr> <tr> <td><u>指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあっせん要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第30条第1項</u></td> </tr> <tr> <td><u>他の自治体職員の派遣のあっせん要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第30条第2項</u></td> </tr> <tr> <td><u>普通地方公共団体（委員会、委員を含む）の職員の派遣</u></td> <td><u>地方自治法第252条の17</u></td> </tr> <tr> <td><u>自衛隊の派遣要請</u></td> <td><u>自衛隊法第83条</u> <u>災害対策基本法第68条の2第1項</u></td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	要請の内容	根拠法令	県知事	<u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u>	<u>災害対策基本法第68条第1項</u>	<u>指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあっせん要請</u>	<u>災害対策基本法第30条第1項</u>	<u>他の自治体職員の派遣のあっせん要請</u>	<u>災害対策基本法第30条第2項</u>	<u>普通地方公共団体（委員会、委員を含む）の職員の派遣</u>	<u>地方自治法第252条の17</u>	<u>自衛隊の派遣要請</u>	<u>自衛隊法第83条</u> <u>災害対策基本法第68条の2第1項</u>
要 請 先	要請の内容	根拠法令																													
指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項																													
県知事	指定地方行政機関・特定公共機関(※1)の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項																													
	他の地方公共団体・特定地方公共機関(※2)の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項																													
	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項																													
	職員の派遣要求	地方自治法(昭和22年																													
要 請 先	要請の内容	根拠法令																													
県知事	<u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u>	<u>災害対策基本法第68条第1項</u>																													
	<u>指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあっせん要請</u>	<u>災害対策基本法第30条第1項</u>																													
	<u>他の自治体職員の派遣のあっせん要請</u>	<u>災害対策基本法第30条第2項</u>																													
	<u>普通地方公共団体（委員会、委員を含む）の職員の派遣</u>	<u>地方自治法第252条の17</u>																													
	<u>自衛隊の派遣要請</u>	<u>自衛隊法第83条</u> <u>災害対策基本法第68条の2第1項</u>																													

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）			修正案		
<p>（※1）「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関をいう。</p> <p>（※2）「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人をいう。</p> <p>4 応援要請の手続 本部事務局は、応援要請を行うに当たって次の各号を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。</p> <p>(1) 応援要請する理由</p> <p>(2) 応援要請する職員の職種別人員数</p> <p>(3) 応援が必要な期間</p> <p>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>(5) その他必要な事項</p>			法律第67号)第252条の17第1項		<u>緊急消防援助隊の応援要請</u>	<u>消防組織法第44条及び45条</u>
	他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第67条第1項	<u>他の市町村長</u>	<u>応援の要求及び災害応急対策の実施要請</u>	<u>災害対策基本法第67条第1項</u>
		職員の派遣要求	地方自治法第252条の17第1項	<u>自衛隊</u>	<u>自衛隊の派遣要請（県知事に派遣要請が出来ない場合の通知）</u>	<u>災害対策基本法第68条の2第2項</u>
				<u>指定地方行政機関の長、指定公共機関の長</u>	<u>職員の派遣要請</u>	<u>災害対策基本法第29条第2項</u>
				<u>その他の団体</u>	<u>協定等に定める事項</u>	<u>各種災害時応援協定</u>
				<p><u>削除</u></p> <p>4 応援要請の手続</p> <p>(1) 本部事務局は、<u>次の場合に応援要請を行う。</u> <u>応援要請に当たっては、要請内容、担当者氏名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。</u> <u>ア 危機管理局が窓口となっている災害時応援協定（行政機関への応援要請含む）</u> <u>イ 自衛隊への災害派遣要請</u> <u>ウ 個別協定に基づかない応援要請（一般ボランティア含む）</u></p> <p>(2) <u>関係各局は、次の場合に応援要請を行う。</u> <u>応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等につ</u></p>		

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>ア 必要な物資等</p> <p>イ 活動内容等</p> <p>ウ 派遣場所及び派遣場所への経路</p> <p>エ 派遣職員の活動拠点</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>6 応援部隊の受入れ</p> <p>関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入体制を整備する。</p> <p>(1) 要請及び応援活動の記録</p> <p>ア 要請先、要請時間、要請内容</p> <p>イ 回答内容、回答時間</p> <p>ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先</p> <p>エ 活動期間、食料・飲料水・宿泊所の手配の状況</p> <p>オ 搬入物資の内容・量、返却義務の有無</p> <p>カ 撤収日時</p> <p>(2) 応援部隊の活動計画</p> <p>要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成し、市内の地図や必要な図面、帳票類等を準備する。</p> <p>(3) 受援体制の確保</p> <p>総務局は、他団体から行政職や土木職、保健師などを受け入れる場合、必要に応じて市の施設などから受入施設を指定し、受入体制を補完する。</p>	<p><u>いて明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとるとともに、本部事務局に報告する。</u></p> <p><u>ア 各局・各区内の所管課が窓口となる協定に基づく応援要請</u></p> <p><u>イ 専門職等による国の調整に基づく応援要請</u></p> <p><u>ウ 所管課に直接他機関からの応援の申出があった場合の要請</u></p> <p>6 <u>応援職員</u>の受入れ</p> <p>関係各局は、<u>応援職員</u>の受入れに当たっては、次の<u>とおり、受入れを行う。</u>なお、<u>総務局は、必要に応じて食料等の調達や宿泊場所の確保など、受入体制を補完する。</u></p> <p><u>(1) 受入れの準備</u></p> <p><u>ア 必要な資機材の準備</u></p> <p><u>イ 活動拠点の確保</u></p> <p><u>ウ 要請する業務内容・手順等の整理</u></p> <p><u>エ 宿泊場所の確保（応援団体による確保が困難な場合）</u></p> <p><u>(2) 受入れ</u></p> <p><u>ア 受付及び業務内容等の説明</u></p> <p><u>イ 情報共有及び業務管理</u></p> <p><u>ウ 業務の実施状況の報告・調整</u></p> <p><u>エ 交代に係る対応</u></p> <p><u>(3) 受援の終了</u></p> <p><u>応援職員等が従事する業務が終了する場合や、局内調整等により業務に必要な人員が充足された場合など、受援の必要が無くな</u></p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>(4) 応援受入調整体制の確立 派遣された専門職員やボランティア等と市内の応援ニーズを円滑につなげるため、応援受入調整体制を確立する。</p> <p>7 広域応援活動拠点等の確保 警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する場所及び施設並びに活動者が市内に進出する際の目標として一時的に集結する場所が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。 広域応援活動拠点等を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。</p> <p>8 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請 (1) 関係各局は、「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行うとともに、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整を行う。 また、九都県市や指定都市市長会などの広域応援の枠組みによる応援</p>	<p><u>る見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受援を終了する。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>7 広域応援活動拠点等の確保 警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、<u>活動者が市内に進出する際の目標として、一時的に集結する場所となる進出拠点や宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する広域応援活動拠点</u>が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。 広域応援活動拠点等を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。</p> <p><u>削除</u></p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	<p>を受ける場合は、本部事務局が要請及び調整を行う。</p> <p>（2）市長は、応急危険度判定士などへの応援要請については、関係法令又はそれぞれの計画等に基づいて県知事等へ要請する。</p> <p>9 消防の広域応援要請</p> <p>1 0 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>1 1 海上保安庁に対する応援要請</p> <p>1 2 在日米軍に対する応援要請</p> <p>1 3 海外からの支援の受入れ</p>	<p><u>8</u> 消防の広域応援要請</p> <p><u>9</u> 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><u>1 0</u> 海上保安庁に対する応援要請</p> <p><u>1 1</u> 在日米軍に対する応援要請</p> <p><u>1 2</u> 海外からの支援の受入れ</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第4章 救出・救護・保健医療救護対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
風-61	<p>第2節 行方不明者の捜索</p> <p>3 行方不明者の捜索</p> <p>（3）捜索の期間</p> <p>行方不明者の捜索の期間は、災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等諸般の事情を考慮した上で、市長と県知事が協議し定める。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合であってもこれらの事情を考慮した上で定める。</p>	<p>第2節 行方不明者の捜索</p> <p>3 行方不明者の捜索</p> <p>（3）捜索の期間</p> <p><u>ア 行方不明者の捜索は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程(平成31年相模原市告示第150号)第10条第1号に定める期間を準用するものとする。</u></p> <p><u>イ 災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等を踏まえ、アに定める期間を超えて捜索する必要がある場合は、関係機関と協議の上、市災害対策本部会議において捜索を延長する期間や捜索体制等を決定する。また、さらに捜索を延長する場合についても同様とする。</u></p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																																																																											
風-64	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>7 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="282 355 976 1062"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時 保健医療 調整本部</th> <th>救護 所等</th> <th>後方 医療機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td>○</td> <td>○（※ 1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>M C A無線</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域災害救急医療情報システム（E M I S）</td> <td>○</td> <td></td> <td>○（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。</p> <p>（※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報などを入力する。</p>		市災害時 保健医療 調整本部	救護 所等	後方 医療機 関	固定電話	○	○	○	F A X	○	○	○	デジタル地域防災無線	○	○		災害用スマートフォン	○	○		衛星携帯電話	○	○	○	市災害情報共有システム	○	○（※ 1）		M C A無線	○			広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>7 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="1252 355 2107 1177"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時 保健医療調 整本部</th> <th>救護所 等</th> <th>後方 医療機 関</th> <th><u>県保健 医療調 整本部</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>○</td> <td><u>（削除）</u></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>衛星・I P無線</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td>○</td> <td>○（※ 1）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>M C A無線</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>M C Aアドバンス無線</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○（※3）</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>広域災害救急医療情報システム（E M I S）</td> <td>○</td> <td></td> <td>○（※2）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。</p> <p>（※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報<u>等</u>を入力する。</p> <p><u>（※3）災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請等に用いる。（後方医療機関のうち、北里大学病院のみ）</u></p>		市災害時 保健医療調 整本部	救護所 等	後方 医療機 関	<u>県保健 医療調 整本部</u>	固定電話	○	○	○		F A X	○	○	○		デジタル地域防災無線	○	○			災害用スマートフォン	○	○			衛星携帯電話	○	<u>（削除）</u>	○		<u>衛星・I P無線</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			市災害情報共有システム	○	○（※ 1）			M C A無線	○				<u>M C Aアドバンス無線</u>	<u>○</u>		<u>○（※3）</u>	<u>○</u>	広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）	
	市災害時 保健医療 調整本部	救護 所等	後方 医療機 関																																																																																										
固定電話	○	○	○																																																																																										
F A X	○	○	○																																																																																										
デジタル地域防災無線	○	○																																																																																											
災害用スマートフォン	○	○																																																																																											
衛星携帯電話	○	○	○																																																																																										
市災害情報共有システム	○	○（※ 1）																																																																																											
M C A無線	○																																																																																												
広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）																																																																																										
	市災害時 保健医療調 整本部	救護所 等	後方 医療機 関	<u>県保健 医療調 整本部</u>																																																																																									
固定電話	○	○	○																																																																																										
F A X	○	○	○																																																																																										
デジタル地域防災無線	○	○																																																																																											
災害用スマートフォン	○	○																																																																																											
衛星携帯電話	○	<u>（削除）</u>	○																																																																																										
<u>衛星・I P無線</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																																																																											
市災害情報共有システム	○	○（※ 1）																																																																																											
M C A無線	○																																																																																												
<u>M C Aアドバンス無線</u>	<u>○</u>		<u>○（※3）</u>	<u>○</u>																																																																																									
広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）																																																																																										

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案				
風-70	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>4 輸送の対象</p> <p>緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td> (1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 </td> </tr> </table>	第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>4 輸送の対象</p> <p>緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td> (1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 </td> </tr> </table>	第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資					
第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資					

第7章 避難所等の運営

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
風-78	<p>4 避難所等の開設</p> <p>(2) 風水害時避難場所の開設</p> <p>イ 開設の判断</p> <p>危機管理監は、風水害時避難場所の開設が必要と判断したときは、風水害時避難場所を開設する。</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>イ 開設の判断</p> <p>本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設す</p>	<p>4 避難所等の開設</p> <p>(2) 風水害時避難場所の開設</p> <p>イ 開設の判断</p> <p>危機管理監は、風水害時避難場所の開設が必要と判断したときは、風水害時避難場所を開設する。<u>なお、風水害時避難場所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。</u></p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>イ 開設の判断</p> <p>本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設す</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
	る。	る。 <u>なお、避難所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。</u>
風-80	<p>6 避難所等の運営に関する視点 (2) 避難所の運営に関する視点 タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしてい ない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男 女のみを性を前提としない多様な視点を持つ。</p>	<p>6 避難所等の運営に関する視点 (2) 避難所の運営に関する視点 タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしてい ない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男 女のみを性を前提としない多様な視点を持つ。 <u>チ 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO 等の外部支援者と情報交換を行う。</u></p>

第8章 被災生活支援

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																									
風-86	<p>第2節 食料供給対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">関係 機 関</td> <td>日 本 通 運 (株)</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">食料品の輸送・配送協力 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐 川 急 便 (株)</td> </tr> <tr> <td>西 濃 運 輸 (株)</td> </tr> <tr> <td>(一社) 神奈川県トラック 協 会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送協力 に関すること。	佐 川 急 便 (株)	西 濃 運 輸 (株)	(一社) 神奈川県トラック 協 会	<p>第2節 食料供給対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">関係 機 関</td> <td>日 本 通 運 (株)</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">食料品の輸送・配送協力 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐 川 急 便 (株)</td> </tr> <tr> <td>西 濃 運 輸 (株)</td> </tr> <tr> <td>(一社) 神奈川県トラック 協 会</td> </tr> <tr> <td><u>日 本 G L P (株)</u></td> <td>二</td> <td><u>食料品の受入れ協力に 関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送協力 に関すること。	佐 川 急 便 (株)	西 濃 運 輸 (株)	(一社) 神奈川県トラック 協 会	<u>日 本 G L P (株)</u>	二	<u>食料品の受入れ協力に 関すること。</u>
	担 当 部 署	時 期	項 目																								
関係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送協力 に関すること。																								
	佐 川 急 便 (株)																										
	西 濃 運 輸 (株)																										
	(一社) 神奈川県トラック 協 会																										
	担 当 部 署	時 期	項 目																								
関係 機 関	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送協力 に関すること。																								
	佐 川 急 便 (株)																										
	西 濃 運 輸 (株)																										
	(一社) 神奈川県トラック 協 会																										
	<u>日 本 G L P (株)</u>	二	<u>食料品の受入れ協力に 関すること。</u>																								

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																									
風-89	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">関係 機関</td> <td>日 本 通 運（株）</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐 川 急 便（株）</td> </tr> <tr> <td>西 濃 運 輸（株）</td> </tr> <tr> <td>（一社）神奈川県トラッ ク協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関係 機関	日 本 通 運（株）	—	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。	佐 川 急 便（株）	西 濃 運 輸（株）	（一社）神奈川県トラッ ク協会	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">関係 機関</td> <td>日 本 通 運（株）</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐 川 急 便（株）</td> </tr> <tr> <td>西 濃 運 輸（株）</td> </tr> <tr> <td>（一社）神奈川県トラッ ク協会</td> </tr> <tr> <td><u>日 本 G L P （ 株 ）</u></td> <td>二</td> <td><u>生活必需物資の受入れ 協力に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	関係 機関	日 本 通 運（株）	—	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。	佐 川 急 便（株）	西 濃 運 輸（株）	（一社）神奈川県トラッ ク協会	<u>日 本 G L P （ 株 ）</u>	二	<u>生活必需物資の受入れ 協力に関すること。</u>
	担 当 部 署	時 期	項 目																								
関係 機関	日 本 通 運（株）	—	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。																								
	佐 川 急 便（株）																										
	西 濃 運 輸（株）																										
	（一社）神奈川県トラッ ク協会																										
	担 当 部 署	時 期	項 目																								
関係 機関	日 本 通 運（株）	—	生活必需物資の輸送・配 送協力に関すること。																								
	佐 川 急 便（株）																										
	西 濃 運 輸（株）																										
	（一社）神奈川県トラッ ク協会																										
	<u>日 本 G L P （ 株 ）</u>	二	<u>生活必需物資の受入れ 協力に関すること。</u>																								

第12章 応急住宅対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案
風-100	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>（2）入居者の募集、受付及び選定</p> <p>都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。</p> <p>イ 応募の受付窓口</p> <p>受付窓口は、市本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に設ける。</p> <p>オ 入居者決定の周知</p> <p>原則として、市本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所等、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。</p>	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>（2）入居者の募集、受付及び選定</p> <p>都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。</p> <p>イ 応募の受付窓口</p> <p>受付窓口は、<u>市役所本庁舎</u>、区役所、まちづくりセンター、避難所<u>など</u>、被災者の利便を考慮した場所に設ける。</p> <p>オ 入居者決定の周知</p> <p>原則として、<u>市役所本庁舎</u>、区役所、まちづくりセンター、避難所<u>など</u>、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。</p>

第13章 災害時要援護者支援

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																																		
風-103	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">市担 当</td> <td>健 康 福 祉 局 (地域包括ケア推進部、 生活福祉部、保健衛生部)</td> <td rowspan="3">★</td> <td rowspan="3">災害時要援護者支援対 策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">外国人支援体制に関す ること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>災害時要援護者への各種支 援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td>●</td> <td>災害相談窓口の設置に 関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>神 奈 川 県</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">災害時要援護者への各種支 援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 福 祉 団 体</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担 当	健 康 福 祉 局 (地域包括ケア推進部、 生活福祉部、保健衛生部)	★	災害時要援護者支援対 策に関すること。	こども・若者未来局	区 本 部	市 民 局	★	外国人支援体制に関す ること。	区 本 部	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支 援に関すること。	区 本 部	●	災害相談窓口の設置に 関すること	関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支 援に関すること。	関 係 福 祉 団 体	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市担 当</td> <td><u>健 康 福 祉 局</u></td> <td rowspan="3">★</td> <td rowspan="3">災害時要援護者支援対 策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">外国人支援体制に関す ること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>災害時要援護者への各種支 援に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>区 本 部</td> <td>●</td> <td>災害相談窓口の設置に 関すること</td> </tr> <tr> <td>神 奈 川 県</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">災害時要援護者への各種支 援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 福 祉 団 体</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担 当	<u>健 康 福 祉 局</u>	★	災害時要援護者支援対 策に関すること。	こども・若者未来局	区 本 部	市 民 局	★	外国人支援体制に関す ること。	区 本 部	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支 援に関すること。	関 係 機 関	区 本 部	●	災害相談窓口の設置に 関すること	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支 援に関すること。	関 係 福 祉 団 体
	担 当 部 署	時 期	項 目																																																	
市担 当	健 康 福 祉 局 (地域包括ケア推進部、 生活福祉部、保健衛生部)	★	災害時要援護者支援対 策に関すること。																																																	
	こども・若者未来局																																																			
	区 本 部																																																			
	市 民 局	★	外国人支援体制に関す ること。																																																	
	区 本 部																																																			
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支 援に関すること。																																																	
	区 本 部	●	災害相談窓口の設置に 関すること																																																	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支 援に関すること。																																																	
	関 係 福 祉 団 体																																																			
	担 当 部 署	時 期	項 目																																																	
市担 当	<u>健 康 福 祉 局</u>	★	災害時要援護者支援対 策に関すること。																																																	
	こども・若者未来局																																																			
	区 本 部																																																			
	市 民 局	★	外国人支援体制に関す ること。																																																	
	区 本 部																																																			
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支 援に関すること。																																																	
関 係 機 関	区 本 部	●	災害相談窓口の設置に 関すること																																																	
	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支 援に関すること。																																																	
関 係 福 祉 団 体																																																				
風-104	<p>6 情報提供・相談サービス</p> <p>(2) 相談サービス</p> <p>ウ 市民局は、さがみはら国際交流ラウンジ運営機構との災害時の協力に関する協定に基づき、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。</p>	<p>6 情報提供・相談サービス</p> <p>(2) 相談サービス</p> <p>ウ <u>市民局は、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。</u></p>																																																		

第14章 災害ボランティア対策

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																
風-105	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">関 係 機 関</td> <td>(福) 相模原市社会福祉協議会</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>相模原災害ボランティアネットワーク</td> </tr> <tr> <td>さがみはら国際交流ラウンジ</td> <td>—</td> <td>外国人に対するボランティア活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社) 相模原青年会議所</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社) 津久井青年会議所</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。	相模原災害ボランティアネットワーク	さがみはら国際交流ラウンジ	—	外国人に対するボランティア活動に関すること。	(公社) 相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。	(公社) 津久井青年会議所	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">関 係 機 関</td> <td>(福) 相模原市社会福祉協議会</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>相模原災害ボランティアネットワーク</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>削 除</u></td> </tr> <tr> <td>(公社) 相模原青年会議所</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社) 津久井青年会議所</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。	相模原災害ボランティアネットワーク	<u>削 除</u>			(公社) 相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。	(公社) 津久井青年会議所
	担 当 部 署	時期	項 目																															
関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。																															
	相模原災害ボランティアネットワーク																																	
	さがみはら国際交流ラウンジ	—	外国人に対するボランティア活動に関すること。																															
	(公社) 相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。																															
	(公社) 津久井青年会議所																																	
	担 当 部 署	時期	項 目																															
関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	—	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等に関すること。																															
	相模原災害ボランティアネットワーク																																	
	<u>削 除</u>																																	
	(公社) 相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。																															
	(公社) 津久井青年会議所																																	
風-105	<p>3 災害ボランティアセンターの活動支援</p> <p>健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動拠点施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</p>	<p>3 災害ボランティアセンターの活動支援</p> <p>健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、<u>活動の拠点となる施設</u>の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</p>																																
風-105	<p>4 ボランティアの受入れ・支援</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター</p> <p>オ (公社) 相模原青年会議所及び(公社) 津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害救援ボランティア活動支援物資等の調達及び</p>	<p>4 ボランティアの受入れ・支援</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター</p> <p>オ (公社) 相模原青年会議所及び(公社) 津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や<u>災害ボランティア活動支援</u>に関する情報等の収集及び提供や、<u>災害ボランティア活動支援物資等</u>の調達及び仕分け輸</p>																																

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																
	<p>仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p> <p>(2) 専門ボランティア対応窓口</p> <p>専門ボランティアの窓口担当局は、対応窓口を設置し、医療や被災建築物の応急危険度判定など専門領域での活動が期待される専門ボランティアを受け入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。</p> <table border="1" data-bbox="327 595 1041 826"> <thead> <tr> <th>専門分野</th> <th>担当局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談関係・外国語</td> <td>市民局</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉・保健関係</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>建築・土木関係</td> <td>都市建設局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災センター</p> <p>さがみはら国際交流ラウンジは、協定に基づき、防災センターを設置し、日本語の理解が困難な外国人に対する専門ボランティアを受け入れ、外国人相談窓口の設置や通訳派遣など、外国人への支援活動を行う。</p> <p>(4) ボランティアの募集等</p> <p>本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。</p>	専門分野	担当局	相談関係・外国語	市民局	医療・福祉・保健関係	健康福祉局	建築・土木関係	都市建設局	<p>送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p> <p>(2) 専門ボランティア対応窓口</p> <p>専門ボランティアの窓口担当局は、<u>対応窓口を設置し、専門分野</u>での活動が期待される専門ボランティアを受け入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1314 595 2029 826"> <thead> <tr> <th>専門分野</th> <th>担当局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談関係・外国語</td> <td>市民局</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉・保健関係</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>建築・土木関係</td> <td>都市建設局</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>削除</u></p> <p><u>(3)</u> ボランティアの募集等</p> <p>本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。</p>	専門分野	担当局	相談関係・外国語	市民局	医療・福祉・保健関係	健康福祉局	建築・土木関係	都市建設局
専門分野	担当局																	
相談関係・外国語	市民局																	
医療・福祉・保健関係	健康福祉局																	
建築・土木関係	都市建設局																	
専門分野	担当局																	
相談関係・外国語	市民局																	
医療・福祉・保健関係	健康福祉局																	
建築・土木関係	都市建設局																	
風-106	<p>◆ 資料編参照</p> <p>※19-1 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営機構の協力に関する協定</p>	<p><u>削除</u></p>																

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第15章 都市機能等応急対策

頁	現行（令和4年6月修正）	修正案																																	
風-116	<p>第5節 下水道施設の応急対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>★</td> <td>下水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係機関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>下水道施設の応急対策支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">下水道施設の応急対策への協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>相模原市津久井地区建設業連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。	関係機関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	<p>第5節 下水道施設の応急対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>都市建設局（土木部）</td> <td>★</td> <td>下水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係機関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>下水道施設の応急対策支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">下水道施設の応急対策への協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>相模原市津久井地区建設業連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本下水道管路管理業協会</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。	関係機関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
	担当部署	時期	項目																																
市担当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。																																
関係機関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。																																
	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。																																
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会																																		
	担当部署	時期	項目																																
市担当	都市建設局（土木部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。																																
関係機関	神奈川県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。																																
	（一社）相模原市建設業協会 相模原造園協同組合等	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。																																
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会																																		
	公益社団法人日本下水道管路管理業協会																																		

第16章 文教・保育対策

頁	現行（令和4年6月修正）	修正案
風-129	<p>第1節 文教対策 4 災害対応 （1）教育局の災害対応 カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局各部の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。</p>	<p>第1節 文教対策 4 災害対応 （1）教育局の災害対応 カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局内^ハの連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。</p>

第2章 市災害対策本部活動

頁	現 行(令和4年6月修正)	修正案																																																															
風-141	第1節 組織体制 5 市災害対策本部の組織 <市災害対策本部組織概要図> 議会・行政委員会部 (議会局・行政委員会)	第1節 組織体制 5 市災害対策本部の組織 <市災害対策本部組織概要図> <u>議会部（議会局）</u> <u>行政委員会部（行政委員会事務局）</u>																																																															
風-149	2 実施主体 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>★</td> <td>災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>広報広聴活動への応援協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">関 係 関</td> <td>(株)エフエムさがみ</td> <td rowspan="6">-</td> <td rowspan="6">関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>横浜エフエム放送(株)</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイコム湘南・神奈川</td> </tr> <tr> <td>相模原市印刷広告協同組合</td> </tr> <tr> <td>さがみはら国際交流ラウンジ</td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係 機 関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。	市 長 公 室	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。	区 本 部	消 防 局	★	災害広報に関すること。	消 防 団	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。	関 係 関	(株)エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。	横浜エフエム放送(株)	(株)ジェイコム湘南・神奈川	相模原市印刷広告協同組合	さがみはら国際交流ラウンジ	防 災 関 係 機 関	2 実施主体 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報通信システムの活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>★</td> <td>災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td rowspan="3">★</td> <td rowspan="3">初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td><u>市 民 局</u></td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>広報広聴活動への応援協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関 係 関</td> <td>(株)エフエムさがみ</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>横浜エフエム放送(株)</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイコム湘南・神奈川</td> </tr> <tr> <td>相模原市印刷広告協同組合</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。	市 長 公 室	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。	区 本 部	<u>市 民 局</u>	消 防 局	★	災害広報に関すること。	消 防 団	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。	関 係 関	(株)エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。	横浜エフエム放送(株)	(株)ジェイコム湘南・神奈川	相模原市印刷広告協同組合
	担 当 部 署	時期	項 目																																																														
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。																																																														
	市 長 公 室																																																																
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。																																																														
	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。																																																														
	区 本 部																																																																
	消 防 局	★	災害広報に関すること。																																																														
	消 防 団																																																																
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。																																																															
関 係 関	(株)エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。																																																														
	横浜エフエム放送(株)																																																																
	(株)ジェイコム湘南・神奈川																																																																
	相模原市印刷広告協同組合																																																																
	さがみはら国際交流ラウンジ																																																																
	防 災 関 係 機 関																																																																
	担 当 部 署	時期	項 目																																																														
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。																																																														
	市 長 公 室																																																																
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。																																																														
	市 長 公 室	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。																																																														
	区 本 部																																																																
	<u>市 民 局</u>																																																																
	消 防 局	★	災害広報に関すること。																																																														
	消 防 団																																																																
	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。																																																														
関 係 関	(株)エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。																																																														
	横浜エフエム放送(株)																																																																
	(株)ジェイコム湘南・神奈川																																																																
	相模原市印刷広告協同組合																																																																

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第2款 火山災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和4年6月修正)	修正案	
		削	除
風-152	<p>◆ 資料編参照</p> <p>※19-1 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営機構の協力に関する協定（さがみはら国際交流ラウンジ運営機構）</p>	削除	

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

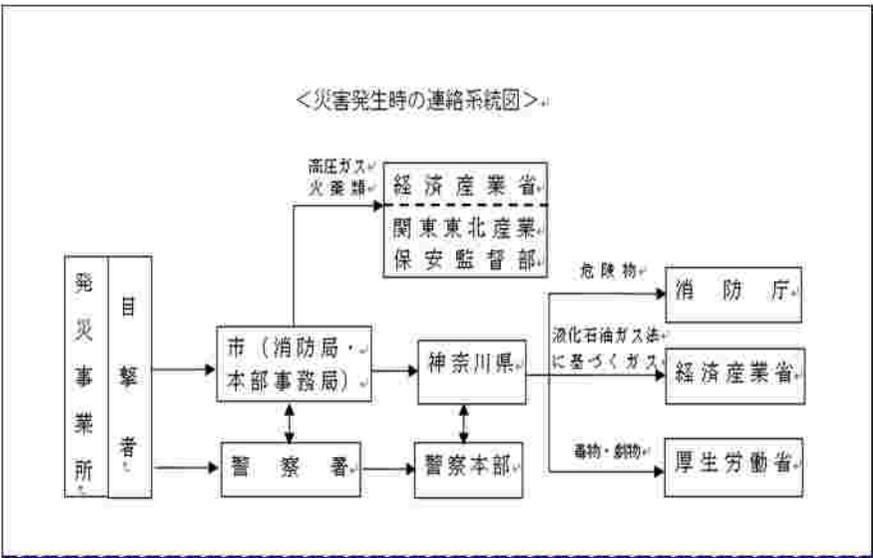
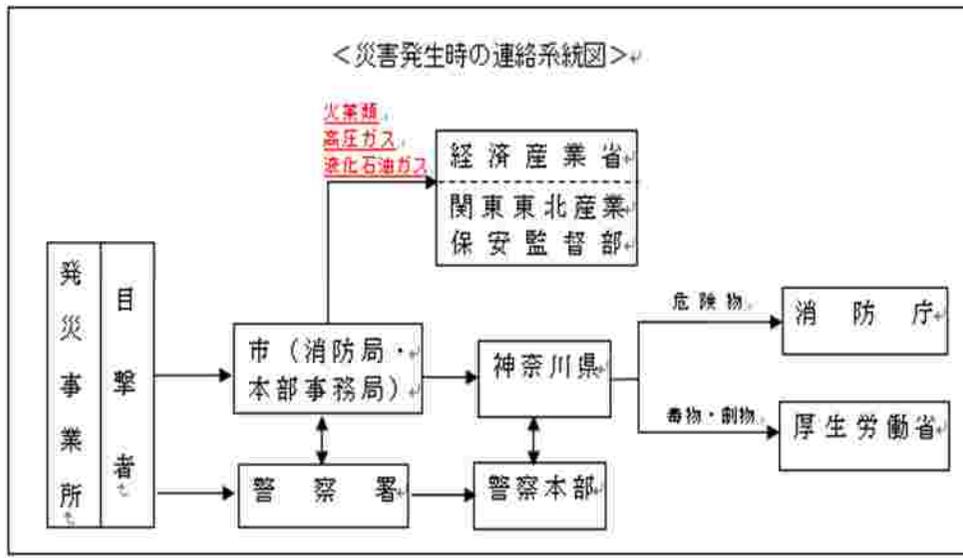
第2章 鉄道災害対策

頁	現行(令和4年6月修正)	修正案
風-171	<p>4 市の対策活動</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護</p> <p>イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施</p> <p>ウ 周辺市民への災害広報の実施</p> <p>エ 周辺市民への避難勧告又は避難指示（緊急）</p> <p>オ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供</p> <p>カ その他必要な措置</p>	<p>4 市の対策活動</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護</p> <p>イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施</p> <p>ウ 周辺市民への災害広報及び避難誘導の実施</p> <p>削除</p> <p>エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供</p> <p>オ その他必要な措置</p>

第4章 航空災害対策

頁	現行(令和4年6月修正)	修正案
風-176	<p>3 災害情報の収集・連絡</p> <p>イ 米軍機の場合</p> <p>航空事故等連絡協議会による航空事故等に係る緊急措置要領に基づき、連絡等を行う。</p> <p><米軍機、自衛隊機等に係る航空事故等緊急連絡経路図></p>	<p>3 災害情報の収集・連絡</p> <p>イ 米軍機の場合</p> <p>航空事故等連絡協議会による航空事故等に係る緊急措置要領に基づき、連絡等を行う。</p> <p><米軍機、自衛隊機に係る航空事故等緊急連絡経路図></p>

第5章 危険物等災害対策

頁	現 行(令和4年6月修正)	修正案
風-178	<p>第1節 危険物等応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物又は有害物質（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、飛散又は危険物等による火災、爆発が発生した場合は、市、関係事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。</p>	<p>第1節 危険物等応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>石油類等の危険物、<u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス</u>、毒物・劇物又は有害物質（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、飛散又は危険物等による火災、爆発が発生した場合は、市、関係事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。</p>
風-178	 <p><災害発生時の連絡系統図></p>	 <p><災害発生時の連絡系統図></p>
風-179	<p>5 高圧ガス対策</p> <p>高圧ガスによる災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。</p>	<p>5 火薬類対策</p> <p>6 高圧ガス及び液化石油ガス対策</p> <p>高圧ガス及び液化石油ガス（以下「高圧ガス等」という。）による災害が</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和4年6月修正)	修正案
	<p>(1) 事業者</p> <p>エ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその容器とともに被害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。</p> <p>オ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び高圧ガスの品名、保有量、位置、消火設備の状況等について消防隊に報告する。</p> <p>6 火薬類対策</p>	<p>発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業者</p> <p>エ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガス等^{（注）}を安全な場所で廃棄し、又はその容器とともに被害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。</p> <p>オ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び高圧ガス等^{（注）}の品名、保有量、位置、消火設備の状況等について消防隊に報告する。</p>
風-191	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>9 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>(4) 屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の伝達</p> <p>本部事務局及び市長公室は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行った場合は、県及び警察署と連携して、市民等に次の方法等で情報を提供するとともに、避難状況の把握に努める。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>オ 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>9 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>(4) 屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の伝達</p> <p>本部事務局及び市長公室は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行った場合は、県及び警察署と連携して、市民等に次の方法等で情報を提供するとともに、避難状況の把握に努める。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>オ 教育委員会等を通じた小・中学校等^{（注）}への連絡</p>

相模原市地域防災計画（復旧・復興計画編） 新旧対照表

第1章 公共施設等の災害復旧事業

頁	現行（令和4年6月修正）	修正案
復-3	<p>第3節 激甚災害の災害復旧事業</p> <p>3 激甚災害の指定の手続</p> <p>大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。</p> <p>中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて閣議決定し、これらを政令で指定する。</p>	<p>第3節 激甚災害の災害復旧事業</p> <p>3 激甚災害の指定の手続</p> <p>大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、<u>激甚法に基づき、政令でその災害を「激甚災害」として指定する。</u></p> <p><u>指定にあたっては、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき判断され、中央防災会議への諮問・答申、閣議決定を経て、政令が公布・施行される。</u></p>

第3章 災害復興計画

頁	現行（令和4年6月修正）	修正案
復-12	<p>第3節 生活再建・地域経済の復興支援</p> <p>新規</p>	<p>第3節 生活再建・地域経済の復興支援</p> <p><u>5 他自治体からの派遣職員の活用</u></p> <p><u>総務局は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるために他自治体からの中長期の職員派遣が必要な場合は、「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣制度」や、「復旧・復興支援技術職員制度」の活用を図る。</u></p>

相模原市地域防災計画（災害応急対策時系列シナリオ） 新旧対照表

頁	現 行（令和4年6月修正）	修正案																																												
シ-2	<p>1-5 災害情報の収集伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 署</th> <th>★災害警戒又は災害初動期</th> <th>●応急対策期</th> <th>▲応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 事 務 局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報等の受信 ・県(国)への災害即報 ・各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期	本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報等の受信 ・県(国)への災害即報 ・各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 		<p>1-5 災害情報の収集伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 署</th> <th>★災害警戒又は災害初動期</th> <th>●応急対策期</th> <th>▲応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 事 務 局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報等の受信 ・<u>県への被害及び活動状況の報告</u> ・各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期	本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報等の受信 ・<u>県への被害及び活動状況の報告</u> ・各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 																													
担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期																																											
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報等の受信 ・県(国)への災害即報 ・各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 																																												
担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期																																											
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報等の受信 ・<u>県への被害及び活動状況の報告</u> ・各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 																																												
シ-3	<p>1-6 災害時の広報・広聴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 署</th> <th>★災害警戒又は災害初動期</th> <th>●応急対策期</th> <th>▲応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 規</td> <td>新規</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新 規</td> <td>新規</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、外国人向け広報の協力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送事業者、印刷広告協同組合、国際交流ラウンジ等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害放送の協力 ・多言語広報の支援 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行等の協力 ・外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期	新 規	新規			新 規	新規			関係各局	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、外国人向け広報の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 		放送事業者、印刷広告協同組合、国際交流ラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害放送の協力 ・多言語広報の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行等の協力 ・外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等 		<p>1-6 災害時の広報・広聴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 署</th> <th>★災害警戒又は災害初動期</th> <th>●応急対策期</th> <th>▲応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市長公室</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>文字媒体と音声媒体の両方を活用した聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供</u> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>多言語広報の支援</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td><u>削除</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 </td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>放送事業者、印刷広告協同組合</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害放送の協力</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙の発行等の協力</u> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期	<u>市長公室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>文字媒体と音声媒体の両方を活用した聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供</u> 			<u>健康福祉局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>多言語広報の支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等</u> 		市民局				関係各局	<u>削除</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 		<u>放送事業者、印刷広告協同組合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害放送の協力</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙の発行等の協力</u> 	
担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期																																											
新 規	新規																																													
新 規	新規																																													
関係各局	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、外国人向け広報の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 																																												
放送事業者、印刷広告協同組合、国際交流ラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害放送の協力 ・多言語広報の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行等の協力 ・外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等 																																												
担 当 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期																																											
<u>市長公室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>文字媒体と音声媒体の両方を活用した聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供</u> 																																													
<u>健康福祉局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>多言語広報の支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等</u> 																																												
市民局																																														
関係各局	<u>削除</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 																																												
<u>放送事業者、印刷広告協同組合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害放送の協力</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙の発行等の協力</u> 																																												

相模原市地域防災計画（災害応急対策時系列シナリオ） 新旧対照表

シ-5	2-2 避難誘導対策				シ-5	2-2 避難誘導対策			
	担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期		担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
	本 部 事 務 局	・避難勧告等の判断 ・広域避難の判断、県等への受入要請				本 部 事 務 局	・避難 <u>指示</u> 等の判断 ・広域避難の判断、県等への受入要請		
市 長 公 室	・避難勧告等の一斉広報			市 長 公 室	・避難 <u>指示</u> 等の一斉広報				
シ-6	4-2 行方不明者等の搜索				シ-6	4-2 行方不明者等の搜索			
	担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期		担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
	消 防 局		・災害現場の行方不明者情報の収集 ・搜索体制の確保 ・各搜索係間との搜索現場等の調整			消 防 局		・災害現場の行方不明者情報の収集 ・搜索体制の確保 ・各 <u>関係機関</u> との搜索現場等の調整 ・ <u>災害現場の搜索</u>	
	消 防 団	・災害現場の搜索	新規			消 防 団	<u>削除</u>	・ <u>災害現場の搜索</u>	
	自 衛 隊	・災害派遣による搜索活動	新規			自 衛 隊	<u>削除</u>	・ <u>災害派遣による搜索活動</u>	
警 察 署	・行方不明者情報の収集 ・行方不明者の搜索、遺体の確認	新規		警 察 署	<u>削除</u>	・ <u>行方不明者情報の収集</u> ・ <u>行方不明者の搜索、遺体の確認</u>			
シ-11	6-3 その他の二次災害防止対策				シ-11	6-3 その他の二次災害防止対策			
	担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期		担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	・避難勧告等の判断			本 部 事 務 局	・避難 <u>指示</u> 等の判断				

相模原市地域防災計画（災害応急対策時系列シナリオ） 新旧対照表

シ-16	1 4 災害時要援護者支援				シ-17	1 4 災害時要援護者支援			
	担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期		担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)				健康福祉局				
	1 5 災害ボランティア対策					1 5 災害ボランティア対策			
	担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期	担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期	
	国際交流ラウンジ		・外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等		削除		削除		